平成21年度版

年次報告書

朝霞市

「平成21年度版　年次報告書」について

1　朝霞市男女平等推進条例に基づく報告書

本書は、「朝霞市男女平等推進条例」（平成15年４月１日施行）に基づき、朝霞市における男女平等をめぐる状況及び男女平等推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成した報告書です。

2　本書の構成

第１部　朝霞市の男女平等をめぐる状況

市の男女平等をめぐる状況として、「社会参画」「家庭生活」「教育」「健康・福祉」の４分野ごとに、これまでの各種統計・調査等によるデータなどを基にまとめました。
（データは、平成21年10月時点で把握できる最新のものを掲載しました。）

第２部　朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

市の平成20年度男女平等推進施策の実施状況を明らかにするため、「朝霞市男女平等推進行動計画」の体系、総合的な推進体制や事業等の実施状況及び、「朝霞市男女平等推進事業評価基準」に基づく事業等の評価内容をまとめました。また、市内事業所の男女平等推進状況を把握する目的で実施した、「男女平等推進に関する事業所アンケート」「働く女性のアンケート」の集計結果を掲載しました。

第３部　朝霞市の男女平等推進体制

朝霞市の男女平等推進に直接関係する附属機関等の会議の実施状況等を掲載したほか、朝霞市役所が事業者として、どのように男女平等推進に取り組むかの推進体制等を掲載しました。

資　料・朝霞市男女平等推進条例
・朝霞市男女平等推進条例施行規則
・朝霞市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱
・朝霞市女性総合相談庁内連絡会設置要綱
・朝霞市男女平等推進事業評価基準
・朝霞市庁内男女平等推進指針

目　次

第１部　朝霞市の男女平等をめぐる状況 …… 1

❶ 社会参画…… 3

1 政治への参画

・市議会における議員の状況

2 審議会等への参画

・審議会等における委員数と男女比

3 法に基づく委員への参画

・法に基づいて設置されている委員

4 市職員の構成

・職員の男女別人数

・係長級以上の職員の状況

・管理職員の状況

・課長級以上の職員の状況

❷ 家庭生活…… 8

1 人口と世帯

・男女別人口

2 人口動態

・合計特殊出生率の推移

3 結婚・離婚

・婚姻率の推移

・離婚率の推移

❸ 教育……11

1 小・中学校の状況

・小・中学校の教員の状況

・小・中学校管理職教員の状況

2 高等学校への入学状況

・中学生の卒業後の状況

・県内・国公立高等学校の全日制課程への進学状況

3 教育委員の状況

④ 健康・福祉……13
1 女性総合相談
・女性総合相談の現状
2 苦情申立
・男女平等苦情処理委員への苦情申立の状況
3 女性の保護
・保護の状況
4 ひとり親家庭
・ひとり親家庭等医療費支給状況
・児童扶養手当支給状況
・生活保護の状況
5 高齢者
・高齢者の男女別人口
・高齢化率
・高齢者虐待等の状況

第2部　朝霞市の男女平等推進施策の実施状況 ……17
● 朝霞市男女平等推進行動計画……19
1 計画の重点課題と施策目標
2 重点プロジェクト
3 施策の体系
4 計画の構成・期間
・朝霞市男女平等推進事業評価
・実施計画指標・数値目標一覧
・平成20年度男女平等推進事業等の実施状況
・男女平等推進に関する事業所アンケート集計表
・働く女性100人へのアンケート調査集計表

第3部　朝霞市の男女平等推進体制 ……73
● 男女平等推進体制……74
1 男女平等推進審議会
・会議の開催状況
2 男女平等推進庁内連絡会議
・会議の開催状況
・幹事会の開催状況
3 女性総合相談庁内連絡会
・会議の開催状況

資料……77
・朝霞市男女平等推進条例
・朝霞市男女平等推進条例施行規則
・朝霞市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱
・朝霞市女性総合相談庁内連絡会設置要綱
・朝霞市男女平等推進事業評価基準
・朝霞市庁内男女平等推進指針

第１部

朝霞市の男女平等をめぐる状況

1 社会参画

1 政治への参画

【市議会における議員の状況】

本市の市議会議員全体に占める女性議員の数は、平成３年12月18日には、定数28人に対し３人で全体の10.7％でしたが、平成19年12月18日には、定数24人に対し８人となり、全議員の33.3％となっています。平成３年から見ると５人増えており、22.6％の伸びとなっています。

市議会における議員の状況

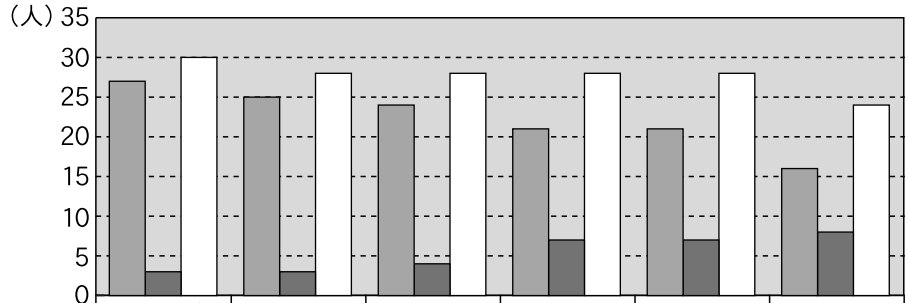

	昭和63年12月	平成３年12月	平成７年12月	平成11年12月	平成15年12月	平成19年12月
男性（人）	27	25	24	21	21	16
女性（人）	3	3	4	7	7	8
計（人）	30	28	28	28	28	24

［各年とも12月改選時の状況］

2 審議会等への参画

【審議会等における委員数と男女比】

本市の審議会等は、法律により設置が義務付けられているもののほか、市で任意に設置しているものまで合わせると、平成21年３月31日現在62設置されています。委員総数は991人で、うち女性委員の数は358人、全体の36.1％となっており、前年同時期比2.9％の増となっています。

設置根拠	審議会等の数	委員数（人）	男　性		女　性	
			（人）	（％）	（人）	（％）
*法　必	11	163	129	79.1	34	20.9
*法　任	10	129	94	72.9	35	27.1
条　例	11	104	62	59.6	42	40.4
要　綱	24	504	285	56.5	219	43.5
規則・規程	6	91	63	69.2	28	30.8
計	62	991	633	63.9	358	36.1

［平成21年３月末日現在　※休止中のものを除く］

＊法必……法律により必ず設置しなければならないもの。

＊法任……上位の法律はあるが、任意に条例等で設置するもの。

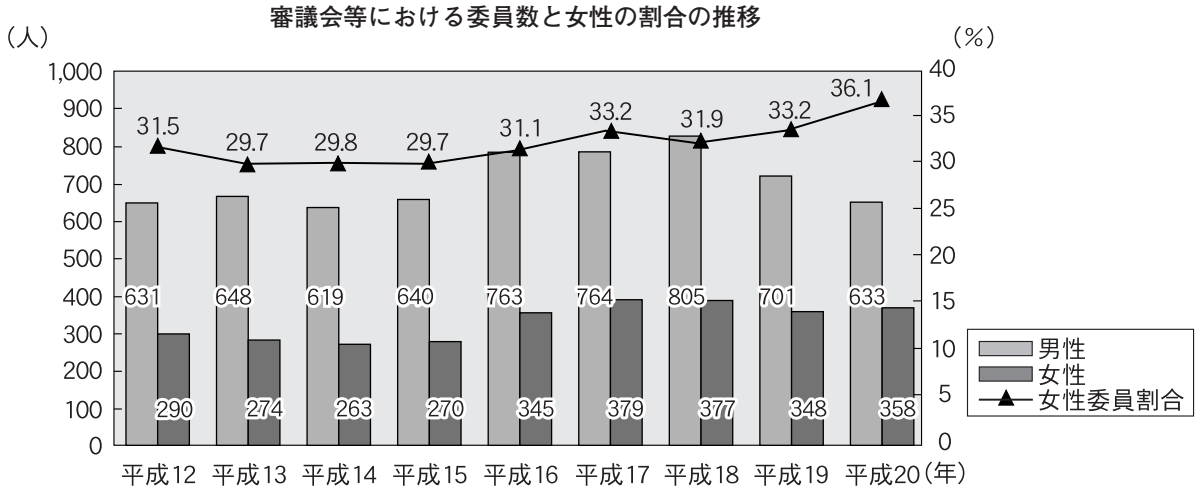

年度（平成）	審議会等の数	委員数（人）	男性（人）	女性（人）	女性委員割合（%）
12	50	921	631	290	31. 5
13	52	922	648	274	29. 7
14	49	882	619	263	29. 8
15	51	910	640	270	29. 7
16	62	1, 108	763	345	31. 1
17	60	1, 143	764	379	33. 2
18	66	1, 182	805	377	31. 9
19	61	1, 049	701	348	33. 2
20	62	991	633	358	36. 1

［各年とも３月末日現在　平成15年度は２月末日現在　平成20年度から規約・会則が設置根拠の会議は除く］

3 法に基づく委員への参画

【法に基づいて設置されている委員】

法に基づいて設置され、市が国や県に対し推薦して委嘱される委員である、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員児童委員の状況についてみると、行政相談委員２人、うち男性１人（50%）、女性１人（50%）、人権擁護委員５人、うち男性３人（60%）、女性２人（40%）、民生委員児童委員158人、うち男性39人（25%）、女性119人（75%）となっています。

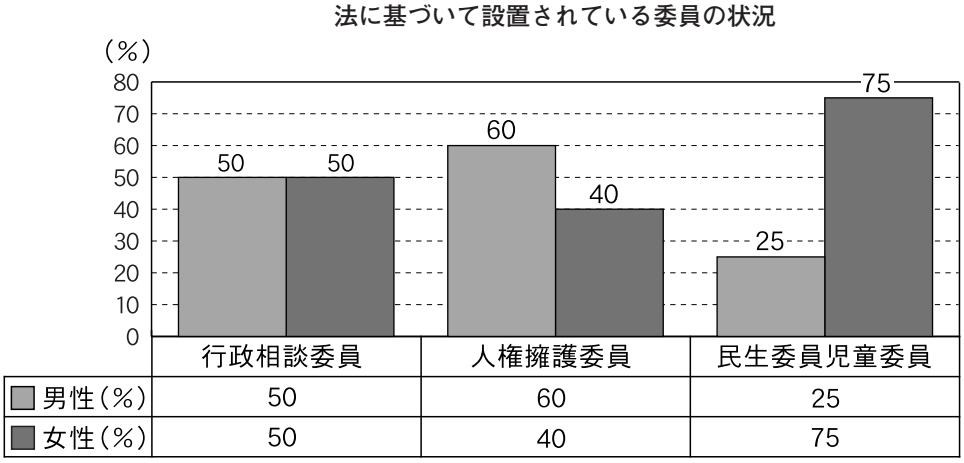

［平成21年10月１日現在］

4 市職員の構成

【職員の男女別人数】

本市の職員数は、平成21年４月１日現在、733人で、男女の構成は、男性432人（58.9％）、女性301人（41.1％）となっています。これまでの全職員に占める女性の割合は、平成12年度以降は増加傾向でしたが、平成19年度からやや減に転じています。

市職員の男女別構成

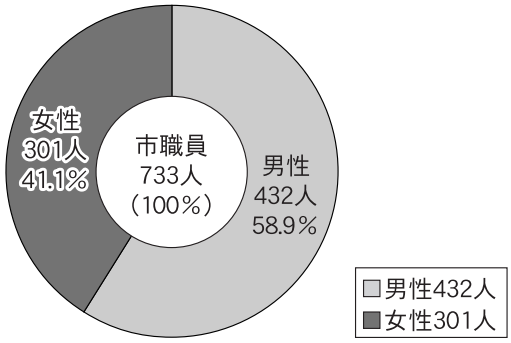

［平成21年４月１日現在］

市職員全体に占める女性の割合の推移

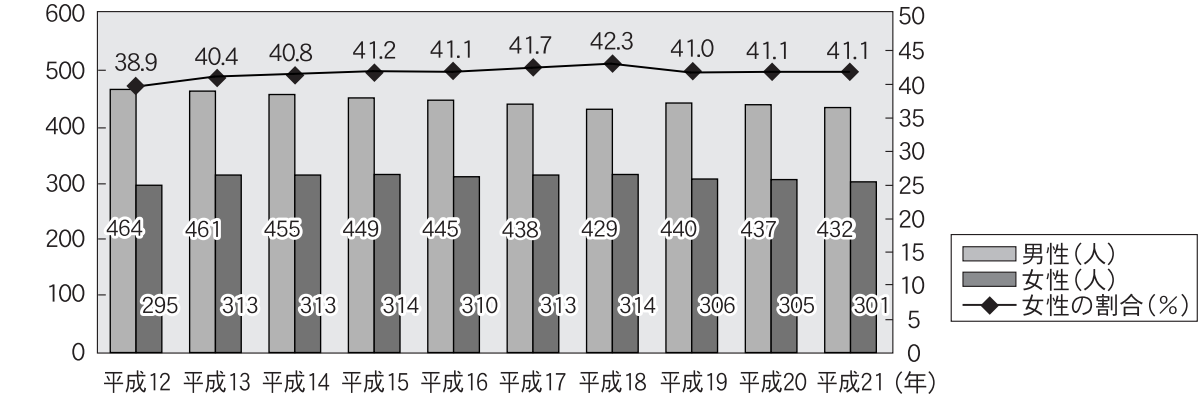

［各年４月１日現在。ただし、平成17年は４月20日現在］

【係長級以上の職員の状況】

全職員に占める係長級以上の職員は、全体で313人（全職員に対する構成比42.7％）です。男女の構成は、男性267人（85.3％）、女性46人（14.7％）で、女性の係長級以上の職員は、平成12年以降、少しずつ増加しています。

係長級以上の職員の男女別構成

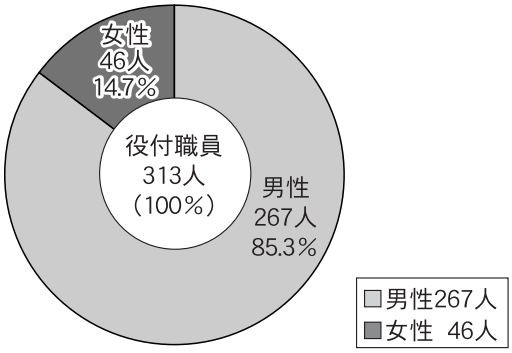

［平成21年４月１日現在］

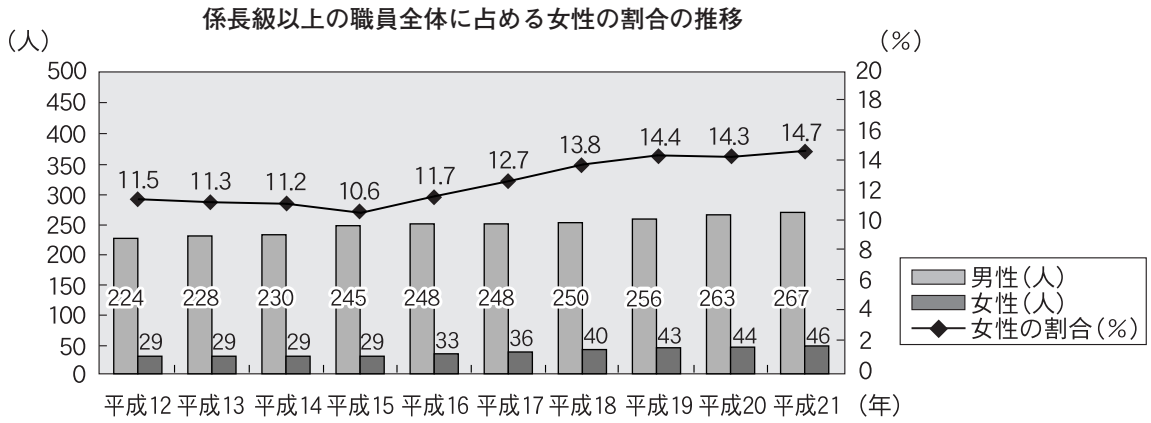

［各年４月１日現在。ただし、平成17年は４月20日現在］

【管理職員の状況】

全職員に占める管理職員（課長補佐級以上の職員）は、全体で173人（全職員に対する構成比23.6%）です。男女の構成は、男性154人（89.0%）、女性19人（11.0%）、となっており、女性の管理職員は、平成15年以降平成18年までは微増でしたが、平成19年度からやや減に転じています。

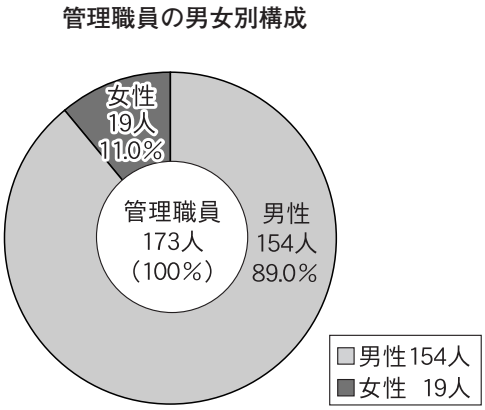

［平成21年４月１日現在］

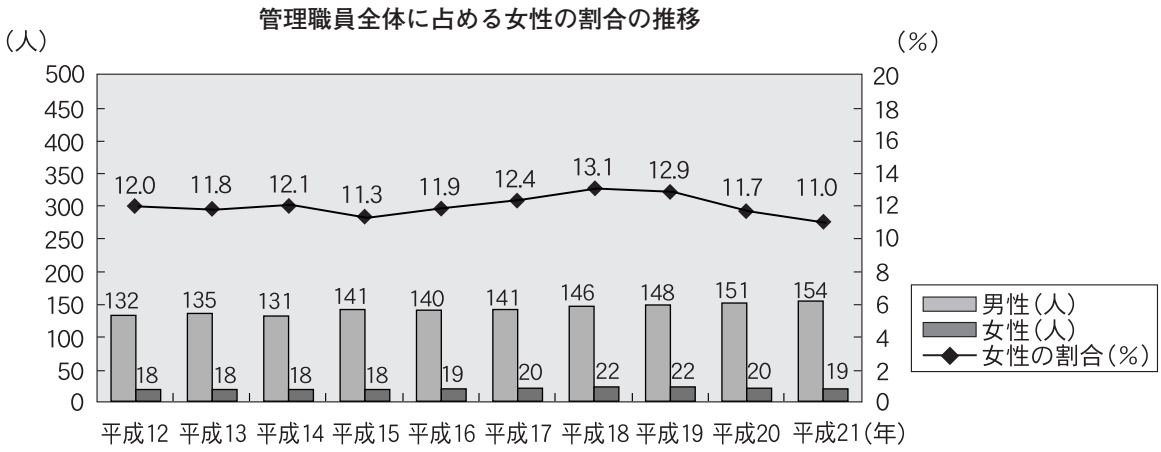

［各年４月１日現在。ただし、平成17年は４月20日現在］

【課長級以上の職員の状況】

管理職員のうち、課長級以上の職員は、全体で77人(全職員に対する構成比10.5%)です。男女の構成は、男性70人（90.9%)、女性７人（9.1%）で、女性の課長級以上の職員は、平成12年以降、少しずつ増加しています。

なお、部次長級以上の職員は全体で36人（全職員に対する構成比4.9%）で、男性は34人（94.4%）女性は２人（5.6%）となっています。

また、部長級職員は全体で11人（全職員に対する構成比1.5%）で、全員が男性です。

課長級以上職員の男女別構成

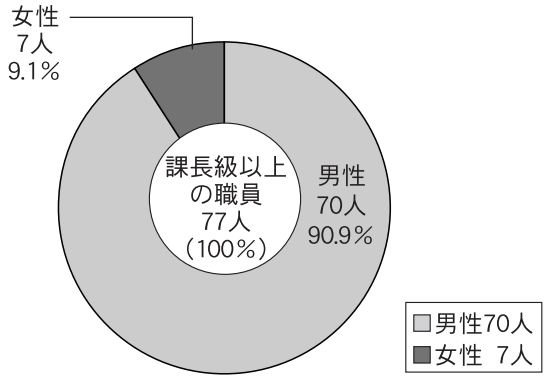

［平成21年４月１日現在］

課長級以上職員全体に占める女性の割合の推移

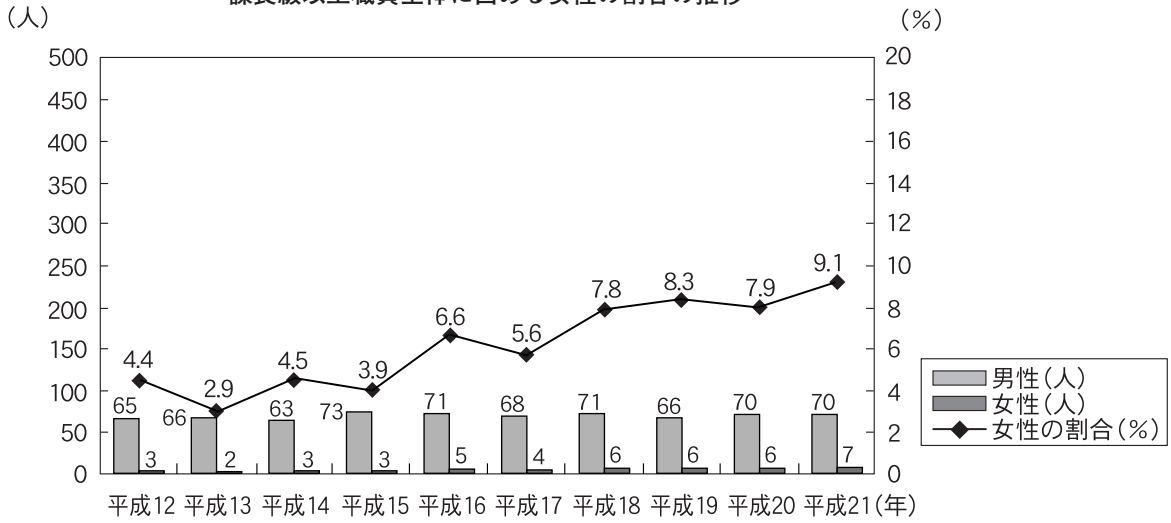

［各年４月１日現在。ただし、平成17年は４月20日現在］

2 家庭生活

1 人口と世帯

【男女別人口】

本市の人口は、平成21年10月１日現在129,283人となっており、うち男性66,161人、女性63,122人となっています。世帯数は、58,451世帯となっており、人口、世帯数とも毎年増加しています。

人口ピラミッドは、「ひょうたん型」となっていますが、第１次ベビーブームと言われる昭和22～24年生まれの人口に比べ、第２次ベビーブームと言われる昭和46～49年生まれの人口が多く、また、全体的にも20代から30代人口が多いという特徴を示しています。

朝霞市年代別男女別人口

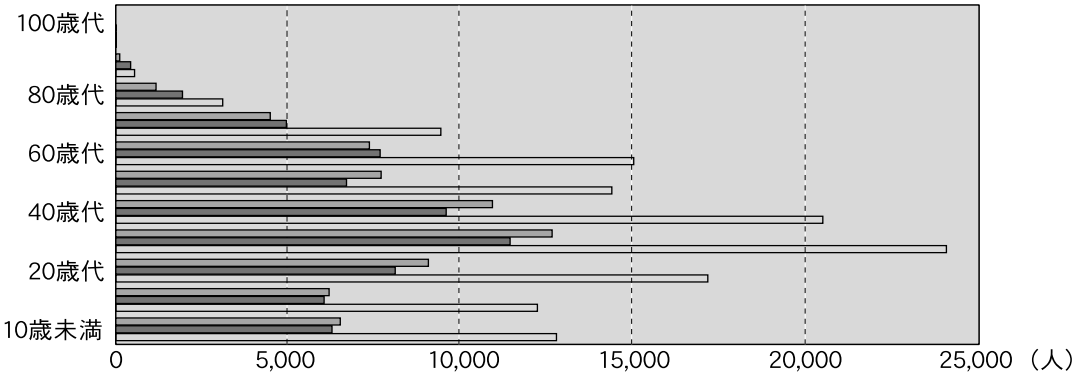

	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳代
男性（人）	6,511	6,187	9,067	12,656	10,925	7,696	7,356	4,480	1,167	114	2
女性（人）	6,271	6,042	8,105	11,437	9,583	6,692	7,667	4,948	1,934	430	13
全体（人）	12,782	12,229	17,172	24,093	20,508	14,388	15,023	9,428	3,101	544	15

［平成21年10月１日現在］

朝霞市人口ピラミッド

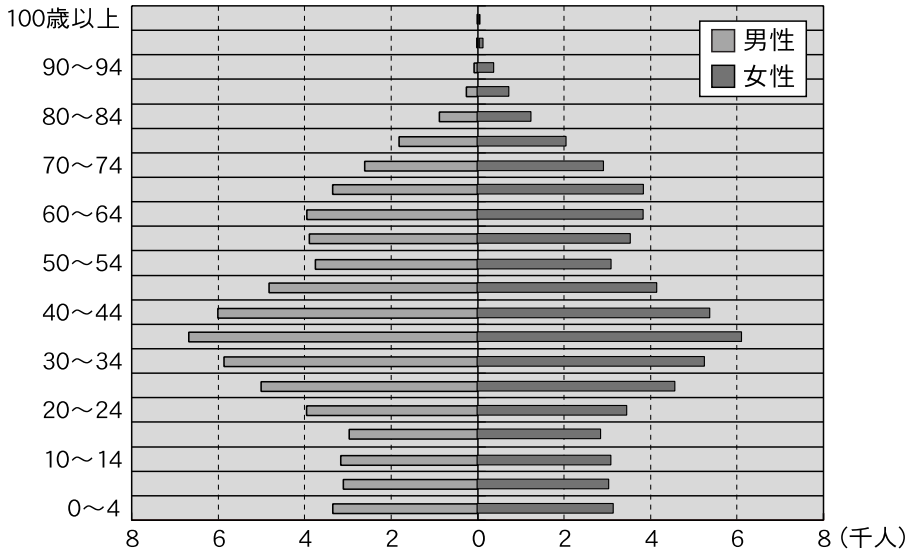

［平成21年10月１日現在］

2 人口動態

【合計特殊出生率の推移】

本市の合計特殊出生率は、平成15年時点では、一時国よりも低くなりましたが、平成16年には再び国・県の出生率を上回り、その後、国・県を上回っています。

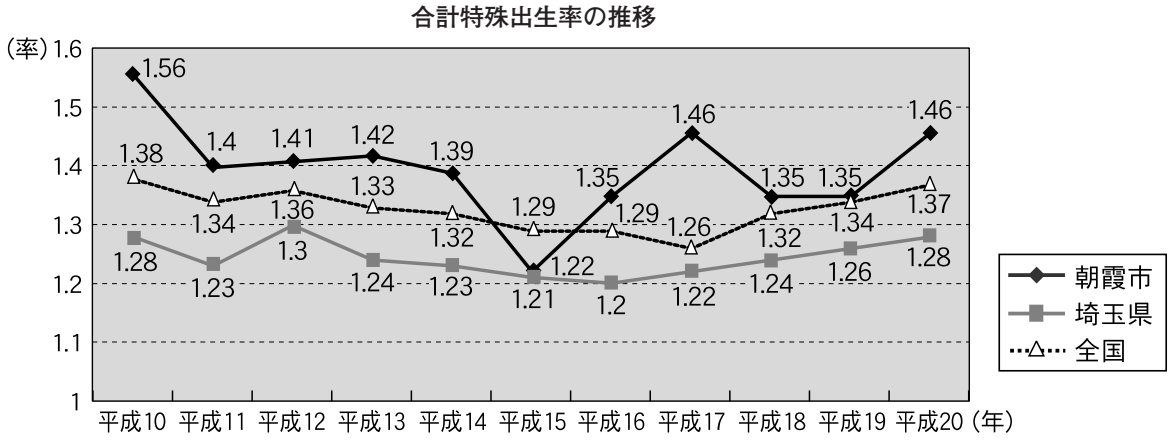

［資料：人口動態統計（平成20年は概数）］

年(平成)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
朝霞市	1.56	1.40	1.41	1.42	1.39	1.22	1.35	1.46	1.35	1.35	1.46
埼玉県	1.28	1.23	1.30	1.24	1.23	1.21	1.20	1.22	1.24	1.26	1.28
全　国	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37

3 結婚・離婚

【婚姻率の推移】

本市の婚姻率は、平成14年以降ほぼ横ばいで、国・県と比較すると高い率を示しています。

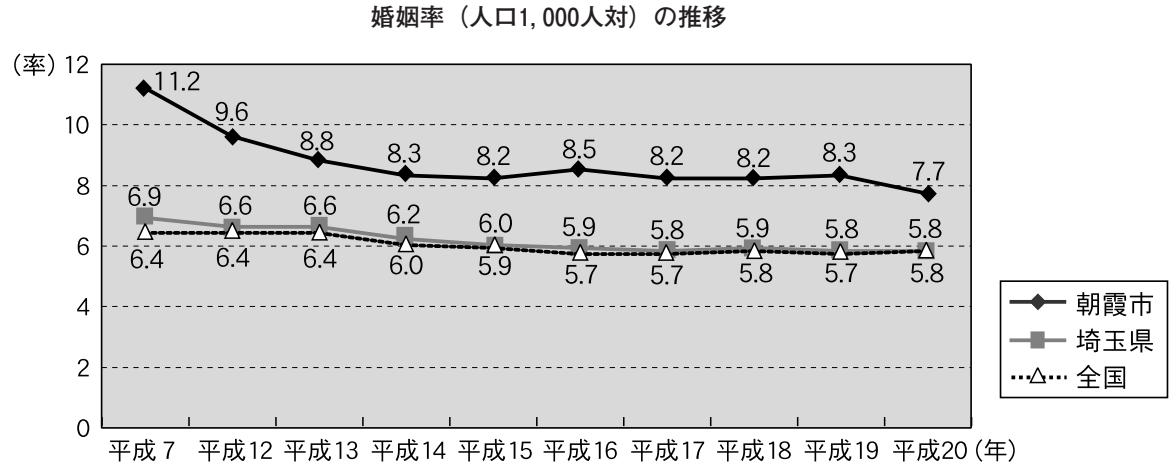

［資料：人口動態統計（平成20年は概数）］

年(平成)	7	12	13	14	15	16	17	18	19	20
朝霞市	11.2	9.6	8.8	8.3	8.2	8.5	8.2	8.2	8.3	7.7
埼玉県	6.9	6.6	6.6	6.2	6.0	5.9	5.8	5.9	5.8	5.8
全　国	6.4	6.4	6.4	6.0	5.9	5.7	5.7	5.8	5.7	5.8

【離婚率の推移】

本市の離婚率は、平成15年時点に国・県とほぼ同率となりましたが、平成18年以降、国・県より若干高くなっています。

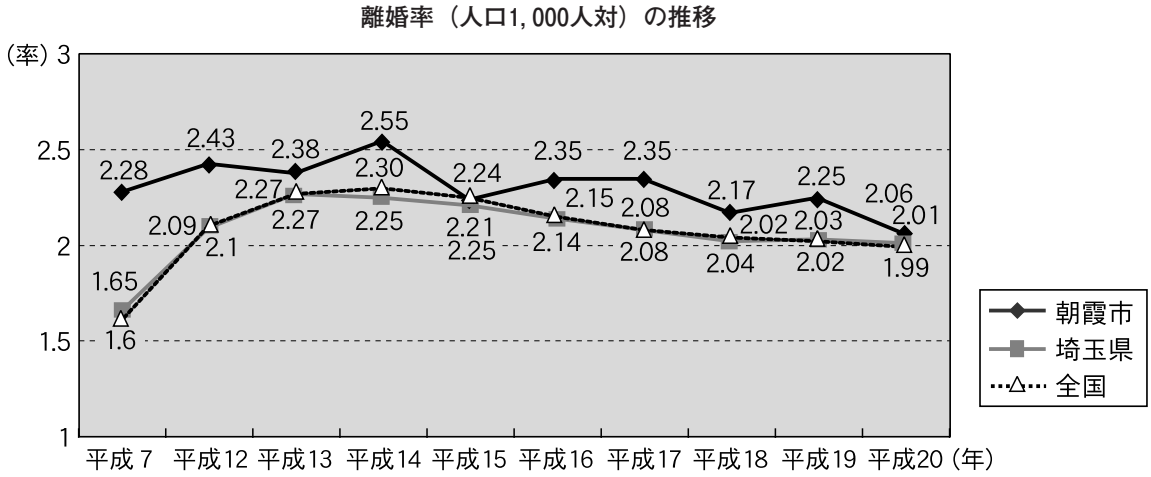

［資料：人口動態統計（平成20年は概数）］

年(平成)	7	12	13	14	15	16	17	18	19	20
朝霞市	2.28	2.43	2.38	2.55	2.24	2.35	2.35	2.17	2.25	2.06
埼玉県	1.65	2.09	2.27	2.25	2.21	2.14	2.08	2.02	2.03	2.01
全　国	1.60	2.10	2.27	2.30	2.25	2.15	2.08	2.04	2.02	1.99

3 教育

1 小・中学校の状況

【小・中学校の教員の状況】

小学校の教員は、平成21年５月１日現在、全体で319人（前年比２人減）で、男性110人（全体の34.5％、前年比４人減）、女性209人（全体の65.5％、前年比２人増）です。女性の教員が男性の教員の1.9倍となっています。

中学校の教員は、全体で175人（前年比７人増）で、男性108人（全体の61.7％、前年と同人数）、女性67人（全体の38.3％、前年比７人増）です。男性の教員が女性の教員の1.6倍となっています。

小学校の教員の男女比と中学校の教員の男女比は、ほぼ逆転しています。

小学校教員の男女別状況

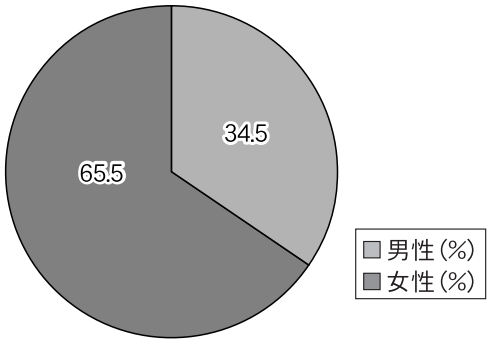

中学校教員の男女別状況

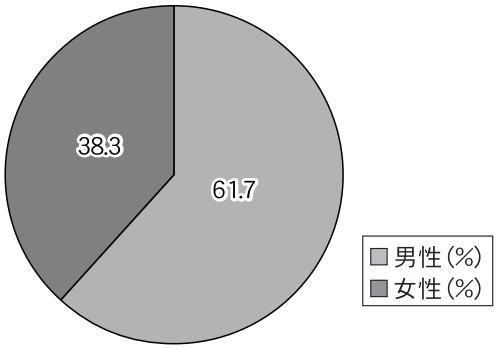

［平成21年５月１日現在］

【小・中学校管理職教員の状況】

小学校の管理職教員は、全体で21人（前年と同じ）で、男性17人（全体の81.0％、前年比１人減）、女性４人（全体の19.0％、前年比１人増）となっています。

校長・教頭別にみると、校長３人、教頭１人が女性（前年比１人増）です。

中学校の管理職教員は、全体で10人で、男性９人（全体の90.0％、前年と同人数）女性１人（全体の10.0％、前年と同人数）となっています。

小学校管理職教員の男女別状況

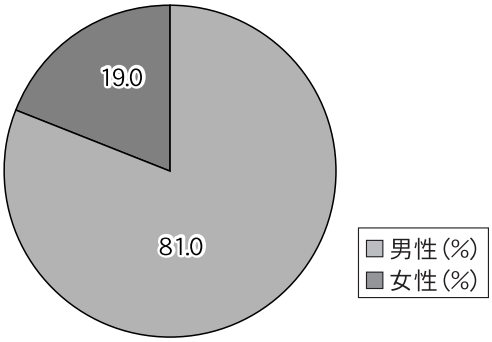

中学校管理職教員の男女別状況

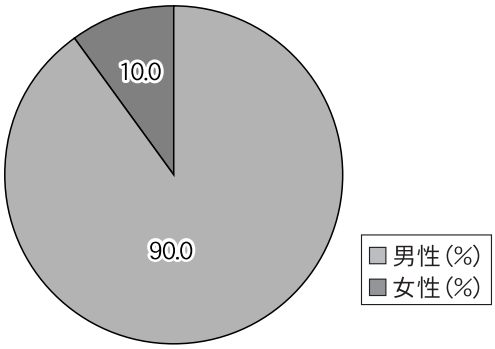

［平成21年５月１日現在］

2 高等学校への入学状況

【中学生の卒業後の状況】

本市における中学生の卒業後の進路状況をみると、平成21年３月卒業者の99.4％が進学しています。就職者の割合は0.1％と僅少です。

（人）

年（平成）	卒業者総数	高校進学者	専修学校等進学者	就職者	その他
13	885	860	10	7	8
14	889	864	2	11	12
15	869	834	5	18	12
16	863	844	2	4	13
17	877	858	1	6	12
18	930	908	2	7	13
19	927	912	1	7	7
20	932	919	1	6	6
21	1,037	1,027	4	1	5

＊進学者欄は、定時制、通信制等を含む［平成21年３月卒業者］

【県内・国公立高等学校の全日制課程への進学状況】

本市の中学校卒業者の高等学校への入学状況をみると、普通科への進学者は、男子は85.1％、女子は77.2％です。

平成21年3月卒業生の県内・国公立高等学校（全日制）への進学状況

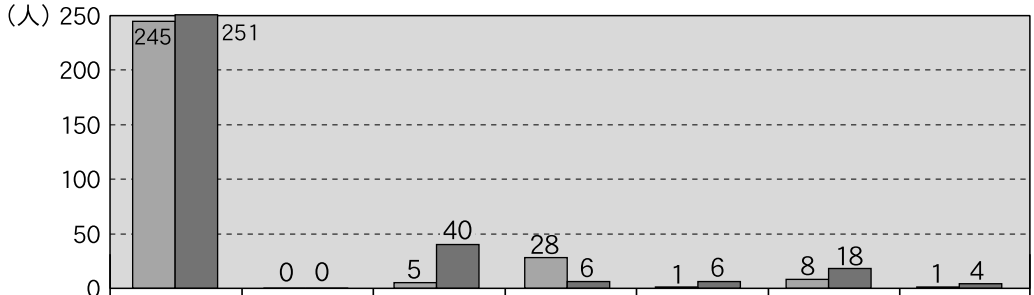

	普通科	農業に関する学科	商業に関する学科	工業に関する学科	家庭に関する学科	その他の専門学科	総合学科
男子（288人）	245	0	5	28	1	8	1
女子（325人）	251	0	40	6	6	18	4

［平成21年３月卒業者］

県内・国公立（全日制）への進学状況（男子）

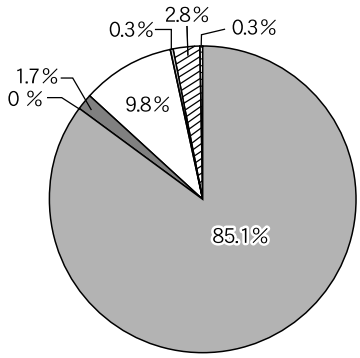

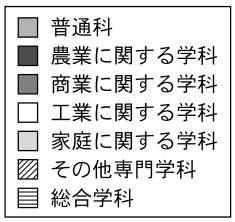

県内・国公立（全日制）への進学状況（女子）

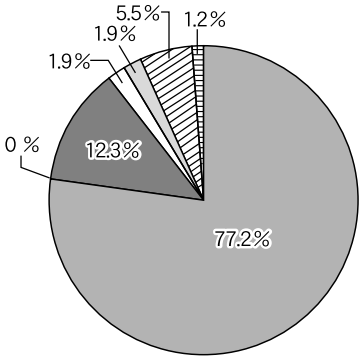

3 教育委員の状況

本市における教育委員は、平成12年から男性３人、女性２人の計５人となっており、平成21年10月末日現在、女性の委員が委員長となっています。

4 健康・福祉

1 女性総合相談

【女性総合相談の現状】

本市の女性総合相談は、平成12年度に設置されて以来、女性専用の相談として利用されています。現在、４人の女性相談員が週１回、交替で相談にあたっています。

相談の内容としては、「夫婦関係」や「経済・生活」、「暴力」が多くなっています。

年度（平成）	相談人数	相談件数
12	14	18
13	101	136
14	70	93
15	127	162
16	129	172
17	112	147
18	133	188
19	173	237
20	140	178
21	78	84

［＊平成21年度は10月１日現在］

相談内容別件数

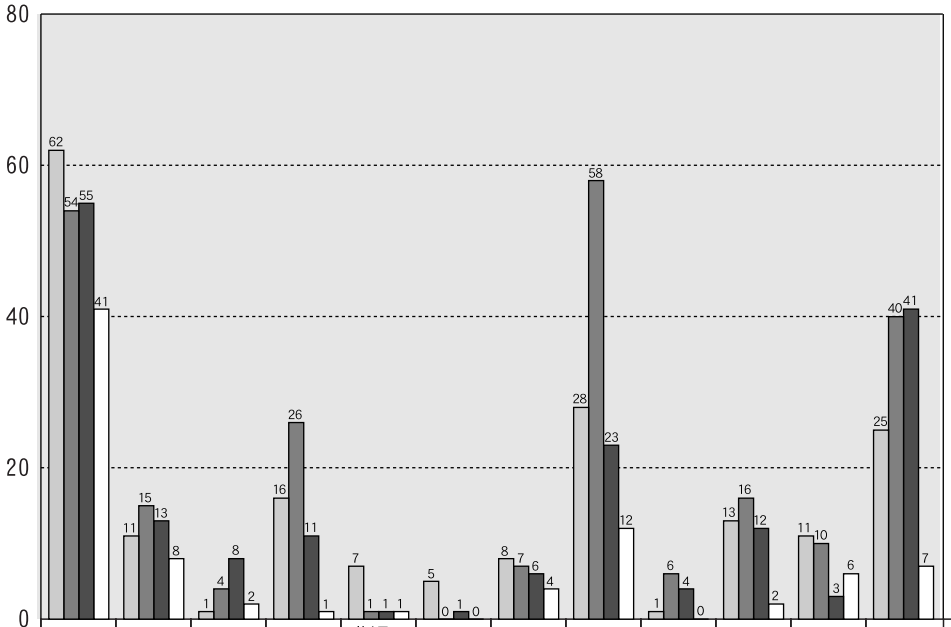

	夫婦関係	暴力	育児や教育	家庭不和	職場での人間関係	職場一般	地域等での人間関係	経済、生活	介護	生き方	健康	その他	相談件数計
平成18年度（件）	62	11	1	16	7	5	8	28	1	13	11	25	188
平成19年度（件）	54	15	4	26	1	0	7	58	6	16	10	40	237
平成20年度（件）	55	13	8	11	1	1	6	23	4	12	3	41	178
平成21年度（件）	41	8	2	1	1	0	4	12	0	2	6	7	84

［＊平成21年度は10月１日末現在］

2 苦情申立

【男女平等苦情処理委員への苦情申立の状況】

平成15年10月１日より、朝霞市男女平等推進条例及び同条例施行規則に基づき、男女平等苦情処理委員を設置しました。苦情処理委員は２人で、男性１人（大学教授）、女性１人（弁護士）です。苦情申し立てできる内容については、「男女平等を阻害する要因による人権侵害」や「社会的な慣行等による差別的取扱い」となっています。苦情申立書を市が受付した後、苦情処理委員が調査等を行い、市長に報告することとし、必要な場合、市長が関係者に助言及び是正の勧告を行うことができるとしています。平成20年度については、申立はありませんでした。

3 女性の保護

【保護の状況】

配偶者からの暴力や家庭内不和、経済問題等で、直接、保護に関する相談を受けた女性や母子の件数と、その内、実際に一時保護を行った人数は表のとおりです。内容としてはＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）が最も多くなっています。

年度（平成）	相談件数	内　　容	うち被保護者数
13	4	ＤＶ（２件）、セクシュアル・ハラスメント、経済問題等	2
14	5	ＤＶ（２件）、離婚問題、経済問題、母子生活等	1
15	4	ＤＶ（２件）、配偶者行方不明、経済問題、離婚問題等	1
16	5	ＤＶ（２件）、配偶者の逮捕、経済問題、離婚問題等	1
17	4	ＤＶ（３件）、経済問題等	1
18	5	ＤＶ（４件）、居所なし	5
19	14	ＤＶ（５件）、離婚問題等	2
20	5	ＤＶ（５件）、　　〃	1
21	24	ＤＶ（19件）、経済問題、介護者からの虐待等	12（７件）

［平成21年度は10月１日現在］

4 ひとり親家庭

【ひとり親家庭等医療費支給状況】

平成21年４月１日現在、申請・登録者数は678人（母親655人、父親14人、養育者９人）（前年比2.0％、13人増）で、うち支給対象者数は、602人（母親585人、父親９人、養育者８人）（前年比2.3％、15人増）となっています。

【児童扶養手当支給状況】

平成21年３月31日現在、申請・登録者数は682人（前年比3.3％、22人増）で、うち支給対象者は、612人（母親606人、養育者６人）（前年比3.4％、20人増）となっています。支給事由のうちもっとも多いものは「離婚」（535人）で、全体の87.4％（前年比0.8％減）を占めています。

支給対象者の事由別人数　（人）

離婚	死別	未婚	障害者	遺棄	その他	計
535	6	45	3	3	20	612

［平成21年３月31日現在］

【生活保護の状況】

平成21年９月末日現在、生活保護法による被保護世帯のうち、母子世帯は61世帯で、全体の6.8％（前年比0.1％減）となっています。

生活保護法により保護を受けた世帯数

（世帯）

単身者世帯				2人以上の世帯					計
高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	
373	72	183	61	43	61	15	37	47	892

［平成21年10月１日現在］

5 高齢者

【高齢者の男女別人口】

本市の高齢者（年齢65歳以上）人口は、平成21年10月１日現在、20,298人（前年比921人増）で、男性9,158人（全体の45.1％、前年比356人増）、女性11,140人（全体の54.9％、前年比565人増）となっており、女性が男性の1.2倍となっています。特に、80歳以上の高齢者は、男性1,283人に対して、女性2,377人となっており、女性が男性の1.9倍となっています。

高齢者の男女別人口

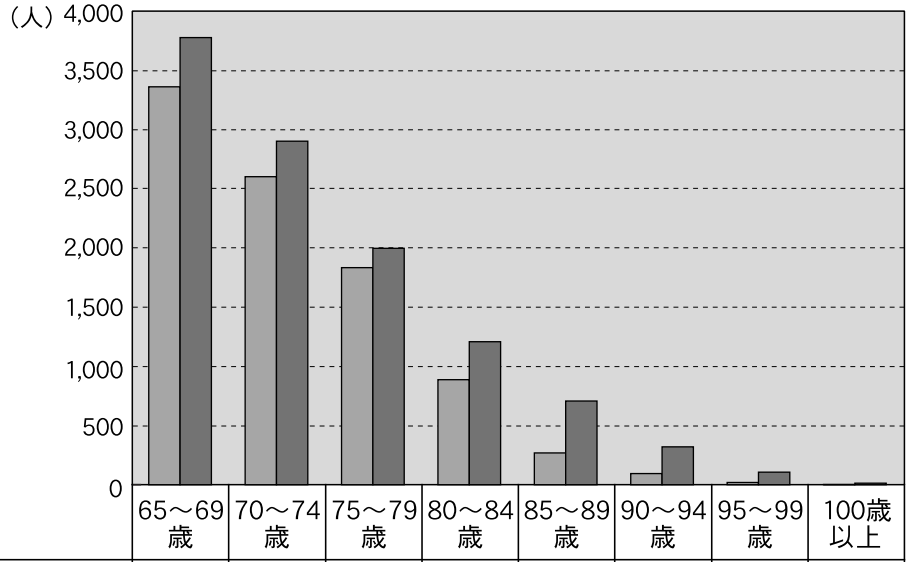

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上
男性（人）	3,395	2,628	1,852	896	271	95	19	2
女性（人）	3,815	2,931	2,017	1,220	714	323	107	13

［平成21年10月１日現在］

【高齢化率】

本市の全人口に占める65歳以上の割合を指す高齢化率は、国・県に比べると低い値ですが、確実に上昇を続けています。

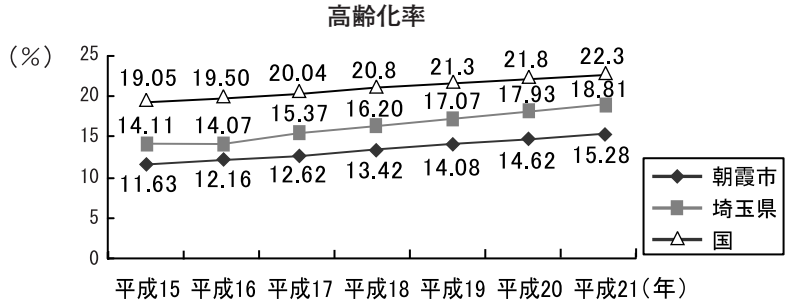

［各年１月１日現在。国は10月１日現在］

【高齢者虐待等の状況】

本市の高齢者（65歳以上）に対する虐待の状況については、平成18年４月から高齢者虐待防止法（「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」）が施行され、通告の義務が生じたことから増加の様子を見せています。

虐待の背景には、被害者の認知症の問題や介護者の介護疲労などの問題に加え、複雑な家族関係や家庭の経済状況など複合的な問題が存在しています。

高齢者虐待の状況

（平成20年度からは虐待疑いを含む。）

内　　容			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
通報・相談対応件数			17	29	68	52
前年度からの継続			9	13	25	39
新　規			8	16	43	13
被虐待者	男　性		2	7	14	10
	女　性		15	22	54	42
虐待の種類（重複あり）	身体的虐待		10	12	39	20
	ネグレクト		9	16	21	16
	心理的虐待		9	5	24	24
	経済的虐待		2	8	11	3
	性的虐待		0	0	0	8
	合計		30	41	95	71
相談・通報者	介護保険サービス事業者（ケアマネ含む）		9	13	24	21
	医療機関		0	1	2	2
	被虐待者本人		2	1	14	14
	虐待者自身		0	2	3	2
	家族・親族		1	5	9	6
	近隣住民・知人		1	5	4	3
	民生委員		0	1	4	3
	警察		0	0	1	0
	その他		4	1	9	1
	合計		17	29	70	52
経過・対応	やむを得ぬ措置		0	0	0	0
	病院に入院		1	5	6	6
	施設等に入所		5	1	15	4
	在宅サービス増量		4	7	9	9
	その他		2	4	27	33
現　状	終結		14	5	23	3
	継続		13	24	45	49

［平成21年度は10月１日現在］

第２部

朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

朝霞市男女平等推進行動計画

1 計画の重点課題と施策目標

「朝霞市男女平等推進条例」の基本理念を踏まえ、計画の基本理念と実現への基本的な視点に基づいて、この計画の重点課題と施策目標を次のように設定しました。

〔条例の基本理念〕

1 男女の個人としての尊重と性別による差別的取扱いを受けないこと
2 性別役割分業意識の解消と自己決定権の確立
3 政策や方針の立案及び決定における男女共同参画機会の確保
4 家庭生活･社会生活活動への男女の対等な参画
5 あらゆる差別と暴力を決して許さない社会の構築
6 市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
7 国際的な協力の下での推進

〈計画の基本理念〉

男女(ひと)の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～

〔基本理念実現への基本的な視点〕

1 男女平等社会像の提案
2 絞り込んだ施策目標の設定
3 多様なライフコースへの配慮

〈計画の重点課題〉

1 男女平等の意識づくり
2 男女平等が実感できる生活の実現

〔計画の重点プロジェクト〕

1 男女平等の教育・学習推進プロジェクト
2 異性間暴力の防止プロジェクト
3 子育て世代の男女応援プロジェクト
4 男女平等推進拠点づくりプロジェクト

〈計画の施策目標〉

1 男女平等を進めるための積極的な情報提供
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立
3 性の尊重と異性間の暴力の根絶
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画
5 男女の自己実現支援

■1　重点課題

（1）男女平等の意識づくり

急速な社会環境の変化とともに、男女ともに多様なライフコースが志向されるようになってきています。しかしながら、家庭や地域・職場等の市民生活に密着した場では、依然として性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、現実生活と意識との矛盾が大きくなっています。そのため、自己の持てる力を発揮しにくいと感じている人や不平等を感じている人の視点からの、男女平等の意識づくりに向けた重点的な取組が求められています。

（2）男女平等が実感できる生活の実現

「朝霞市男女平等推進条例」は、「あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする」としています。少子高齢社会への対応としても、また、増え続けるストレスや自他に向けられた暴力などの深刻な課題を解決するためにも、条例を踏まえ、朝霞市民の一人ひとりが、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮し合える、男女平等が実感できる生活の実現に向けた重点的な取組が求められています。

■2　施策目標

（1）男女平等を進めるための積極的な情報提供

朝霞市がめざす男女平等の社会像について、市民一人ひとりの理解が深まるよう積極的な情報提供に努めます。

（2）男女平等を進める教育・学習体系の確立

性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行に、市民一人ひとりが気づき改善する力を養えるよう、男女平等を進める生涯にわたる教育・学習体系を確立します。

（3）性の尊重と異性間の暴力の根絶

若い世代を中心に性と生殖に関する健康と権利について周知を図るとともに、 異性間におけるあらゆる暴力の否定について社会的認識を徹底するなど、性を尊重し異性間の暴力が根絶した社会をめざします。

（4）政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画を積極的に推進するとともに、地域・職場での意思決定過程への男女共同参画を促進します。

（5）男女の自己実現支援

市民一人ひとりが多様なライフコースを選択し、その個性と能力を発揮することができる自己実現を支援します。

2 重点プロジェクト

この計画の基本理念「男女（ひと）の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」の実現に向けて、重点課題を解決するために次の4つの重点プロジェクトを設定し、重点的・優先的に推進します。

「男女（ひと）の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」
- 男女平等の教育・学習推進プロジェクト
- 異性間暴力の防止プロジェクト
- 子育て世代の男女応援プロジェクト
- 男女平等推進拠点づくりプロジェクト

■1　男女平等の教育・学習推進プロジェクト

（1）背景

「市民意識調査」結果では、平成6年時から比べると「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する人が賛成する人を上回ってはいますが、子どもに期待する人間像については、性別で偏りが見られ、性別による固定的な役割分業意識がいまだに根強く残り、かつ、再生産されていることが伺えます。

このような考え方を解消し、男女がその個性と能力を生かし、自己実現に向けた生き方ができるように、市民一人ひとりが生涯を通じて男女平等の教育・学習を受けることができる環境づくりが必要です。

（2）基本的な考え方

学校においては、小・中学生が男女平等や“個”の自立について具体的に考えたり、実感できる教育プログラムの充実に努めます。男女がともに自立した人間としてお互いに尊重しあう家庭を築き、暮らしを通して子どもへ男女平等の教育・学習がなされることを促進します。また、地域等では、男女のライフプランを学習する機会や、地域コミュニティ活動の機会に男女平等の視点を積極的に絡めるなど、生涯学習活動、地域組織活動と連携した取組を進めます。

（3）主要な施策

○男女平等の教育プログラムの充実
○男女が平等な家庭生活の情報提供
○家庭教育についての学習機会の提供
○男女平等に関する生涯学習の推進

■2　異性間暴力の防止プロジェクト

（1）背景

平成16年度の「女性総合相談」で、「暴力」そのものについての相談は18件ですが、「市民意識調査」結果によると、回答した女性の1割が身体的暴力を、2割が性的暴力を、3割程度が精神的暴力を経験しており、顕在化しているのは“氷山の一角”であることが推測されます。

（2）基本的な考え方

学校はもとより、家庭、地域、職場等において暴力は重大な人権侵害であることについて積極的な情報提供に努めます。また、「女性総合相談」機能の充実、被害者の保護と被害者とその周辺者（以下、「被害者等」とする）に対する支援態勢の充実などに取り組みます。

（3）主要な施策

○異性間暴力が犯罪であることの周知
○相談体制の充実
○庁内の保護・支援体制の確立
○関係機関と連携した被害者の保護、自立支援

■3　子育て世代の男女応援プロジェクト

（1）背景

20歳代、30歳代人口が多いことが朝霞市の特徴の一つですが、30歳代女性の労働力率は約5割と低く、男性が継続就労するのに対して、女性は子育て専業の割合が高くなっています。しかしながら、「市民意識調査」結果では、30歳代無職の女性の約9割が就業を希望しています。子育てそのものについての社会的な支援体制は整いつつありますが、子育て世代の社会参加や、男性の家事・育児参画、女性の再就労準備などへの支援はまだ十分とは言えない状況です。

（2）基本的な考え方

男女がともに家事や子育てを担い、子育てをしながら就労・学習・社会活動への参加ができる環境づくりを進めます。再就職、起業をはじめ、社会・地域活動への参画などに向けた女性の能力開発を支援します。

（3）主要な施策

○子育て家庭における男性の家事・育児参画応援
○男女がともに参加しやすい活動への配慮
○家庭と職業の両立支援
○女性の能力開発支援

■4　男女平等推進拠点づくりプロジェクト

（1）背景

「朝霞市男女平等推進条例」にも必要性がうたわれているように、男女平等を推進するための「総合的な拠点施設の設置」が求められています。

（2）基本的な考え方

推進拠点でどのような男女平等に関わる活動を誰がどのように展開するのかなど、推進拠点のコンセプトと必要な機能、運営方法などについて市民と協働しながら検討します。

（3）主要な施策

○推進拠点づくりに関する調査・研究の推進

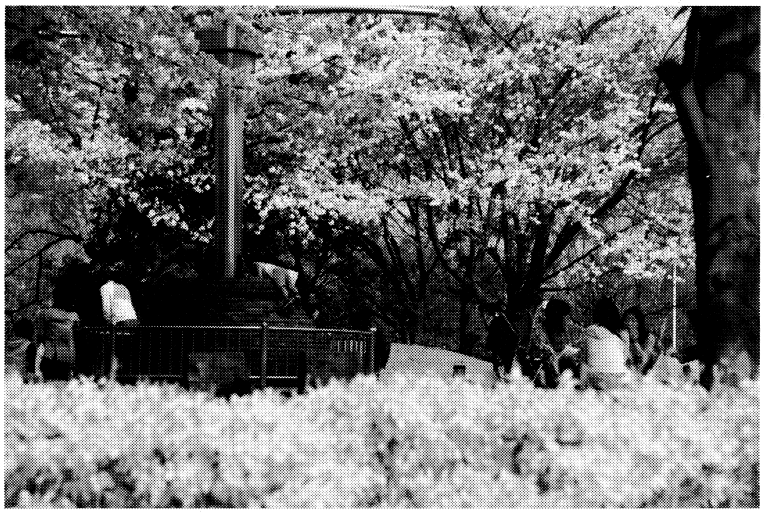

3 施策の体系

この計画は次のような体系に沿って展開します。

〈基本理念〉

男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～

〈重点課題〉

1 男女平等の意識づくり

2 男女平等が実感できる生活の実現

〈施策目標〉

1 男女平等を進めるための積極的な情報提供

2 男女平等を進める教育・学習体系の確立

3 性の尊重と異性間の暴力の根絶

4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

5 男女の自己実現支援

〈施策の方向〉

1 社会制度・慣行の検証
2 男女が平等な社会像の提案
3 男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底
4 多様な媒体によるわかりやすい情報提供

1 学校での男女平等の教育の推進
2 家庭での男女平等の学習の促進
3 地域での男女平等の学習の促進
4 学習活動を支援する人材の育成と活用

1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
2 暴力を否定する社会的認識の徹底
3 異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実
4 関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築

1 市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進
2 各種団体の取組支援・協力依頼
3 事業所の実態把握と協力依頼
4 積極的格差是正措置の具体化の推進

1 多様なライフコースの選択を支援する体制づくり
2 家庭と職業・地域活動の両立支援
3 働く場での男女共同参画の促進
4 能力開発と活動支援

4 計画の構成・期間

「朝霞市男女平等推進行動計画」は「基本計画」と「実施計画」をもって構成します。

「基本計画」の期間は平成18年度から平成27年度の10年間で、うち、平成18年度から平成22年度を「前期」、平成23年度から平成27年度を「後期」として、男女平等推進の基本的な方向性を示した計画とします。ただし、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとします。

「実施計画」の期間は3年間で、「基本計画」で定めた施策等に基づく、男女平等推進の具体的な事業内容を示した計画とします。

■計画の構成と期間

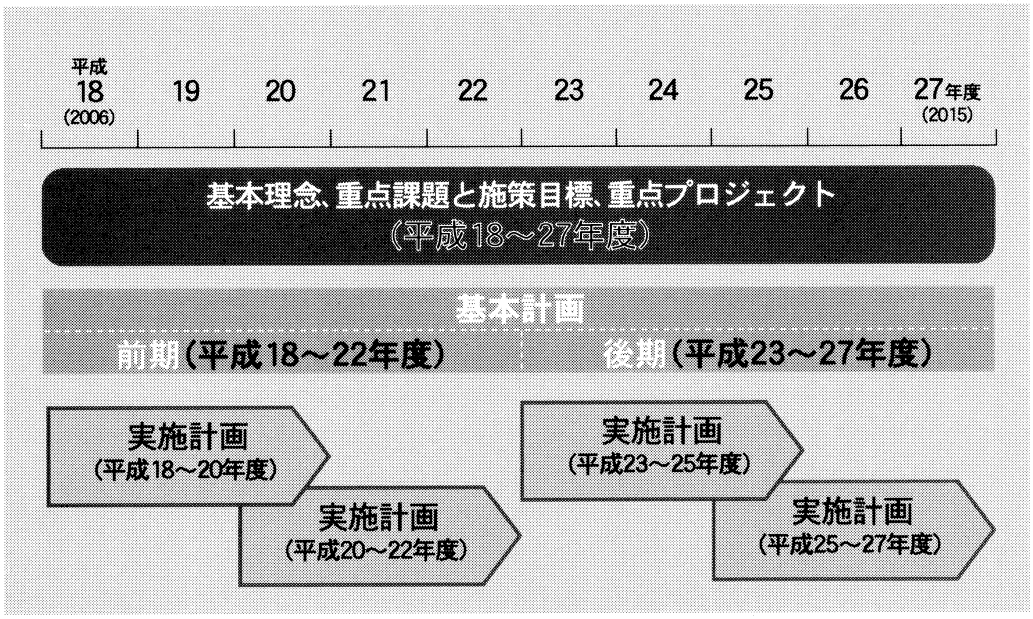

【朝霞市男女平等推進事業評価】

●朝霞市男女平等推進事業評価とは

男女平等の推進に関する市の事業等を、朝霞市男女平等推進事業評価基準に基づき、企画立案段階及び実施後の段階において、男女平等の視点から捉え、評価をするものです。

朝霞市男女平等推進事業評価基準の基本方針 市の事業等の評価は、条例の基本理念を踏まえ、あらゆる分野において男女平等を推進する観点から、市の事業等の企画立案段階及び実施後の段階を男女平等の視点から検証し、再構築することを目的として行う。

●評価のねらい

男女平等の推進に関する市の事業等について、企画立案段階及び実施後の段階において、男女それぞれに対する効果を分析すること等を通じて、男女平等の視点を定着・深化させ、また、事業等の実施主体が男女平等に敏感になることを目的としています。

●評価のメリット

◇　市の事業等の企画立案もその成果も、男女平等の観点から問い直すことで、よりきめ細かく男女平等の推進を図ることができます。

◇　結果を市民に広く公表することにより、市政運営の透明性を図り、行政施策に関する市民への説明責任を果たします。

◇　評価結果を分析することを通じ、また、評価結果から得られる市民の声を通じて、事業等の改善につなげ、よりいっそうの男女平等推進を図ることができます。

●評価の流れ

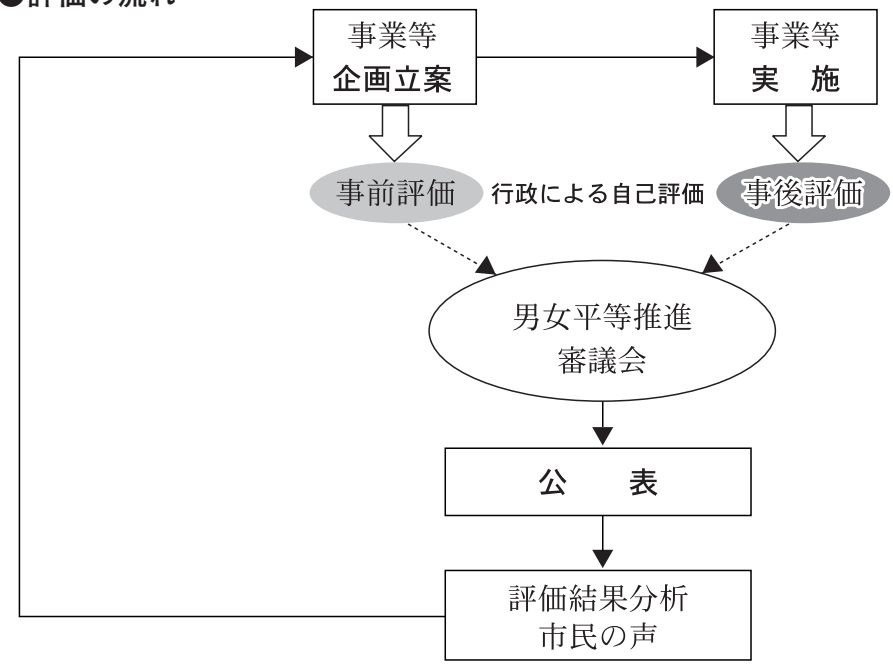

●**評価項目**…下記の５つの項目に基づいて各々の事業を５段階＊で評価しています。

＊採点基準　よくできた：5　できた：4　普通：3　あまりできなかった：2　できなかった：1

□　事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
□　女性、男性双方の実際的なニーズ把握や利用・参加しやすい形態を考案したか。
□　事業を通じ、男女平等のより積極的な推進が図れるか、または、図れたか。
□　社会（行政、地域、家庭、学校、企業等）における女性、男性の多様な役割と可能性への考慮がなされたか。
□　事業の企画・立案・決定あるいは実施の各段階において、職員間での女性・男性双方の参画が図れたか。

（注）32ページからの【平成20年度事業等の実施状況】表中、「自己採点数」は、上記、評価項目の５段階の評価を積み上げたものです。（25点満点）ただし、評価項目の内容に当該事業にそぐわない項目がある場合については、総合的に勘案した評価（25点満点）を採用しています。

□実施計画 指標・数値目標一覧表

施策目標	施策の方向	指標番号	指　　標	※ 行動計画策定時値	現状値（平成２０年７月）	実施計画数値目標（平成２０年度～平成２２年度）	行動計画における平成２７年度の目標値
男女平等を進めるための積極的な情報提供	社会制度・慣行の検証	1	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	９．８％	１２．０％	１４．０％	２０．０％
		2	「朝霞市庁内男女平等推進指針」を知っている職員の割合	―	７０．９％（平成２０年９月）	８５．０％	―
		3	「男女平等苦情処理委員」「人権擁護委員」の設置を知っている市民の割合	４．６％	４．５％	７．０％	―
	男女が平等な社会像の提案	4	３０歳代配偶者・子ども有り・無職女性の「生活で優先することの現実と希望の格差指数（希望－現実）１．５以上の割合	６３．７％	―	５１．０％	４０．０％
		5	「男は仕事・女は家庭」という考え方に否定的な市民の割合	３９．６％	４８．２％	５８．０％	―
	男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底	6	「表現ガイド」に基づいた、庁内の自己チェックの実施	―	１回／年（全庁）	１回／年	１回／年
	多様な媒体によるわかりやすい情報提供	7	朝霞市で実施している男女平等を進めるための取組をどれか１つでも「知っている」とする市民の割合	４０．６％	４６．２％	５５．０％	６０．０％
男女平等を進める教育・学習体系の確立	学校での男女平等の教育の推進	8	小・中学校における男女平等に関する教育時間数	１時限／年（中学校）	１時限以上／年（中学校）	全学年１時限／年	全学年１時限／年
	家庭での男女平等の学習の促進	9	「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする女性の割合	１６．１％	２４．１％	２９．０％	３０．０％
	地域での男女平等の学習の促進	１０	「朝霞市男女平等推進条例の制定」を知っている市民の割合	８．０％	１０．４％	１２．０％	２０．０％
	学習活動を支援する人材の育成と活用	１１	（仮称）男女平等推進人材データベース登録者数	―	―	５人	３０人

施策目標	施策の方向	指標番号	指　　標	※ 行動計画策定時値	現　状　値 （平成２０年７月）	実施計画数値目標 （平成２０年度～平成２２年度）	行動計画における平成２７年度の目標値
性の尊重と異性間の暴力の根絶	生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	１２	「性と生殖に関する健康と権利」を知っている市民の割合	―	２４．１％	２９．０％	２０．０％
	暴力を否定する社会的認識の徹底	１３	身体的ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある女性の割合	―	１１．６％	９．０％	―
		１４	夫や恋人から暴力を受けた場合に誰かに相談する女性の割合	５３．２％	６４．６％	７８．０％	６５．０％
	異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実	１５	「女性総合相談の実施」を知っている女性の割合	１２．５％	１８．４％	２２．０％	２０．０％
		１６	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ法）」を知っている市民の割合	―	―	２９．０％	―
	関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築	１７	連携できる民間被害者支援機関・団体等の箇所数	―	―	１か所	１か所
		１８	「（仮称）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画」の策定	―	―	平成２２年度	―
政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進	１９	審議会等の女性登用率	３１．１％ （平成１７年３月）	３３．２％ （平成２０年３月）	３５．０％	４０．０％
		２０	指導的立場の市職員に占める女性の割合	１２．７％ （平成１７年４月）	１４．３％ （平成２０年４月）	１７・０％	―
	各種団体の取組支援・協力依頼	２１	自治会長の女性比率	１２．２％ （平成１７年４月）	９．２％ （平成２０年９月	１５．０％	２０．０％
	事業所の実態把握と協力依頼	２２	市内事業所における管理職等の女性比率	３．６％ （平成１６年６月）	４．７％ （平成２０年９月）	６．０％	１０．０％
	積極的格差是正措置の具体化の推進	２３	「積極的格差是正措置」をよく知っている市民の割合	４．９％	６．３％	８．０％	１０．０％

施策目標	施策の方向	指標番号	指　　標	※ 行動計画策定時値	現　状　値 （平成２０年７月）	実施計画数値目標 （平成２０年度～平成２２年度）	行動計画における平成２７年度の目標値
男女の自己実現支援	多様なライフコースの選択を支援する体制づくり	２４	「（仮称）あさか男女（ひと）の輪サイト」をよく知っている市民の割合	―	―	―	２０．０％
	家庭と職業・地域活動の両立支援	２５	30 歳代配偶者・子ども有り男性の１週間の平均無償労働時間	６．６時間	３．５時間	９．０時間	１４時間
	働く場での男女共同参画の促進	２６	「職場の中で男女の地位は平等である」とする女性の割合	８．７％	１３．１％	１６．０％	２０．０％
	能力開発と活動支援	２７	能力開発に関わる制度・機会を知っている女性（２０～５０歳代）の割合	―	１６．８％	２０．０％	２０．０％
		２８	市が実施する能力開発に関わる事業に参加した女性の数	―	９人 （平成２０年度）	１１人／年	―

注１　「※行動計画策定時値」は、朝霞市男女平等推進行動計画（平成１８年３月）策定のため平成１６年７月に実施した、「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」で得た値です。

２　指標番号が網掛けになっている指標の現状値は、平成２０年７月に実施した「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」で得た値です。ただし、（　）内に記述のあるものについては、その時点での実績、または、アンケート調査による値です。

３　指標番号３・２１・２５の「実施計画数値目標（平成２０年度～平成２２年度）」については、これらの指標の現状値が行動計画策定時値より低い値であることから、他の指標のように現状値から算出した数値ではなく、前実施計画（平成１８年度～平成２０年度）で数値目標として定めた数値を採用しました。

４　指標番号１６は、本実施計画で新たに指標としたため、「実施計画数値目標（平成２０年度～平成２２年度）」は、指標番号１２の数値目標と同じ値に設定しました。

平成２０年度
男女平等推進事業等の実施状況

【平成２０年度 事業等の実施状況】

※自己採点数は５つの評価項目について採点した点数を積み上げたもので、２５点満点です。（詳しくは、２６・２７ページ）
※（再掲）の事業は、事業名欄を網掛けにしています。

施策目標
標１
※全庁で取り組む事業については、３課を選定して掲載しています。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	具体的配慮内容	自己採点数)	今後の課題・見直しの方策
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	1 社会制度・慣行の検証	① 男女平等の視点からの社会制度の検証・問題提起	① 施策や事業の展開の見直し促進	全庁（財産管理課）	本庁舎・公用車・普通財産の管理や市有建築物の営繕等の業務全般の実施にあたり、庁舎管理等においては、性別を固定するような表現を使用していないか、また、その他の業務においては、性別による固定的役割分業意識に捉われていないか、年度当初に見直しを行った。	見直しの結果、特に性別を固定するような表現は使用しておらず、また、性別による固定的役割分業意識に捉われていなかった。	25	引き続き配慮していく。
				全庁（総合窓口課）	業務で、性別による固定的性別役割分業意識に捉われているところはないか、見直しを行った。	申請書等の様式で、不必要に性別や世帯主を記入する欄を設けないなど配慮した。	25	新たな業務が発生した場合には、左記の事項に配慮していく。
				全庁（都市計画課）	市営住宅入居者管理等に係る各種申請書類の発行及び受理。緑化対策、生産緑地等の業務等において、性別による固定的役割分業意識に捉われていないか見直しを行った。	入居申請時や入居者管理に必要となる各書類で、性別記入欄の廃止や申請・届出書類の記載内容について配慮した。また、他の業務においても性別による固定的役割分業意識に捉われないよう心がけた。	20	今後も性別による固定的な役割分業意識に捉われない体制づくりを行い、引き続き配慮していく。
			② 調査等による実態把握	人権庶務課	現在までに実施された諸取り組みによる市民意識の変化を検証し、実施計画見直しの基礎データとして活用するため、「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」を実施した。 市内事業所アンケート及び働く女性への聞き取り調査を実施し実態把握を行った。	実施計画の策定に際し、庁内連絡会議・同幹事会で調査結果の内容について十分に検討を行った。このことから、連絡会議委員や幹事に男女平等に関する意識付けがなされ、男女平等推進に関する庁内の指導的立場が自覚されたと思う。 事業所アンケートや統計資料をテーマに沿って分かりやすく広報することで有効な問題提起となるようにした。	23	現場で働く女性の意見をさらに、聴取できるような方法を検討する。 継続的な調査の実施による統計データ比較。
			③ 「朝霞市庁内男女平等推進指針」の策定・推進	人権庶務課	「朝霞市庁内男女平等推進指針」を庁内にPRし、市の施策や事業を男女平等の視点から見直すよう依頼した。男女平等推進条例、男女平等推進行動計画及び、実施計画に基づく男女平等の推進について考慮した事業を実施するよう幹事会を通して庁内に知らせた。	庁内の男女平等を推進する男女平等推進プロジェクトチームの役割を加えた位置付けである、男女平等推進庁内連絡会議幹事会を活用し、推進強化の体制を図った。	23	指針を毎年ごと定期的に庁内に啓発通知し、個々の職員は元より職場としての意識作りを促していく。
		② 男女平等を阻害する慣行の見直し	① 男女平等を阻害する慣行の是正提案	人権庶務課	「男女平等に関する市民意識調査」を実施し、男女平等を阻害する社会的慣行に関する市民意識の実態を把握するとともに、調査結果について広く情報提供を行った。「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」、「男女平等推進情報紙そよかぜ」、啓発冊子等を通じた情報提供を実施した。	性別による固定的役割分業意識の解消に向けた社会的慣行是正の提案を行った。具体的には、「男女平等推進情報紙そよかぜ」9月号に、「男らしさ、女らしさについて」をテーマにした中高生のアンケート記事を掲載し、社会制度・慣行を見直すよい機会提供とした。	23	日常的な事柄について、改めて見直すことができるよう分かりやすい情報の提供に努める。
			② 県条例・市条例の周知徹底	人権庶務課	男女平等に関する市民意識調査を実施し、「朝霞市男女平等推進条例の制定」を知っている市民の割合（目標値12%・調査結果10.4%）の実態を把握し、調査結果について広く広報した。 男女共同参画週間において市庁舎でパネル展を実施し情報掲示を行った。（6月）	男女共同参画週間の機会を利用し、市庁舎１階市民ホールに情報を掲示することができた。	23	条例と身近な暮らしとの関わり、条例制定の意義の啓発。
			③ 男女平等苦情処理委員等の周知	人権庶務課	男女平等苦情処理委員や人権擁護委員等の制度、活用について、ホームページ「ふれあいネットアサカ」や「広報あさか」を通じて周知するとともに研修会、パネル展等の開催時にパンフレット、リーフレットを配布し、周知を図った。	ホームページ「ふれあいネットアサカ」に「さいたま法務局ホームページ」をリンクさせるなど、人権擁護委員の活用や法的救済制度の周知を図った。また、研修会、パネル展等でパンフレット等を配布し、周知を図った。	23	今後も引き続き配慮していく。
	2 男女が平等な社会像の提案	① 男女平等社会の具体像の周知	① 男女共同参画社会像の周知	人権庶務課	「広報あさか」及びホームページ「ふれあいネットアサカ」に情報を掲載した。 情報を掲載したリーフレットを市役所や公共施設に設置し、配布した。また、男女共同参画週間（6月）に併せ情報掲示を行った。（パネル展）	毎月、「広報あさか」に関連情報を掲載したほか、リーフレットに情報を掲載し、より情報が目に付きやすいようにした。	23	身近な事柄から男女平等社会や男女共同参画社会がどのようなものなのか、理解しやすい情報の提供を行っていく。
			② 男女平等推進情報紙「そよかぜ」の発行	人権庶務課	公募市民の企画編集委員とともに企画・編集した情報紙を年2回（9月と3月）、世帯配布した。 9月「インタビュー・最も身近な犯罪DV・悪いのはあなたじゃない」 3月「準備していますか？・あなた流わたし流・いきいきシニアライフの秘訣」	市民インタビューにより話題となっているテーマを特集し、市民の本音にせまる身近な話題での編集を、市民の企画・編集委員とともに行うことができた。	23	男女ともに男女の多様なあり方、平等なあり方について考えることができるよう、読みやすく分かりやすい情報紙の発行に努めていく。
		② 男女が平等な生活提案の実施	① （再掲）男女平等推進情報紙「そよかぜ」の発行	人権庶務課	公募市民の企画編集委員とともに企画・編集した情報紙を年2回（9月と3月）、世帯配布した。 9月「インタビュー・最も身近な犯罪DV・悪いのはあなたじゃない」 3月「準備していますか？・あなた流わたし流・いきいきシニアライフの秘訣」	市民インタビューにより話題となっているテーマを特集し、市民の本音にせまる身近な話題での編集を、市民の企画・編集委員とともに行うことができた。	23	男女ともに男女の多様なあり方、平等なあり方について考えることができるよう、読みやすく分かりやすい情報紙の発行に努めていく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	具体的配慮内容	自己採点数)	今後の課題・見直しの方策
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	2 男女が平等な社会像の提案	③ 男女平等について調査研究の実施	① 「年次報告書」の発行	人権庶務課	平成20年度版年次報告書を発行した。（１２月）	朝霞市における男女平等の推進状況について統計的な比較ができるような構成にしている。	25	統計データの工夫により男女平等状況の推移がより分かりやすく把握でき、分析できるようにすることと、計画に基づく実施事業内容を分かりやすく情報掲載すること。
			② 国内外の男女平等に関する問題の調査研究	人権庶務課	国、県等が開催する研修会、研究会等へ職員が積極的に参加した。また、日本女性会議に公募市民である女性3人と職員1人を派遣し、男女平等問題についての見識を深めるとともに報告書を作成し広報を行った。 日常的に男女平等に関する動向把握に努め、情報紙等に情報を掲載した。	男女平等を巡る国内外の動向の日常的な把握に努め、広報や個別の質問への対応など必要に応じた情報提供を行った。	23	国内外の男女平等をめぐる動向を収集し、分かりやすく情報提供していく。
	3 男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底	① 市の広報活動、刊行物における表現の徹底	① 性別役割分業是正の観点での行政発刊物の作成・見直し	全庁（産業振興課）	都市農業だより「フレッシュあさか」 融資関係パンフレット リフォーム補助金パンフレット　他	発行物を作成する際に男女平等の視点で内容やイラスト等の表現の確認を行った。	24	発行時の見直しの徹底。
				全庁（保険年金課）	国民健康保険、国民健康保険税、国民年金に関する刊行物の作成、発行 絵で見てわかる国保の本 エイズ予防パンフレット チャートでわかるあなたの年金　他	刊行物を発行する際、男女平等の視点に立った表現方法に配慮した。イラストを使用する際には性別による固定的役割分業意識に捉われた表現をしないよう配慮したり、男女の数を同数にした。	24	引き続き配慮していく。
				全庁（教育管理課）	学校紹介パンフレット：小学校６年生に配布 特認校生徒募集のリーフレット：小学校６年生、中学１、２年生に配布	男女の配色や配置などを含め、性別による固定的役割分業意識是正の観点から作成した。	21	引き続き配慮していく。
			② 「広報あさか」や「ふれあいネットアサカ」における表現の留意	市政情報課	「広報あさか」　月2回　発行 「広報あさか」の印刷製本　29,218,000円 ホームページ「ふれあいネットアサカ」更新642,000円	イラストにおける男女の表現や配色に注意した。 募集時における男女別募集の適正化審査等、性別による固定的役割分業意識に捉われない表現に留意した。	25	今後も継続して配慮していく。
			③ 「表現ガイド」の作成・活用	人権庶務課	朝霞市独自の「表現リーフレット」を発行し、埼玉県作成の「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」と併せて有効利用するよう、庁内連絡会議や同会議幹事会等の機会を捉えて指示した。	市独自の「表現リーフレット」を作成し、庁内連絡会議や同会議幹事会を通じて全庁に向け、行政発刊物の点検を促すことができた。	23	「表現リーフレット」の有効活用をさらに進める。
		② 団体・事業者等へ自主的な取組を促進	① 団体・事業者等への周知・情報提供	人権庶務課	市独自の「表現リーフレット」を作成し、秘書室や生涯学習課の窓口で市の掲示板にポスターの掲示依頼する団体や後援依頼団体に配布し周知したほか、公共施設にリーフレットを設置した。また、事業所アンケートの際等の機会を捉え、関連情報の提供を行った。	市独自の「表現リーフレット」により、団体への周知を促すことができた。	20	団体・事業者等への情報提供機会の充実を図る。
				産業振興課	国・県等の刊行物の窓口等への設置及び配布の実施。	資料設置場所を見やすくする等環境を整えた。	21	今後も設置場所の環境整備に努めていく。
				市政情報課	「広報あさか」　月2回　発行 「広報あさか」の印刷製本　29,218,000円 ホームページ「ふれあいネットアサカ」更新642,000円	男女平等に関する記事の掲載。 原稿時における男女平等に配慮した表現への配慮。	24	今後も継続して配慮していく。
		③ 情報活用能力の向上	① 男女平等の視点に立った表現の推進	人権庶務課	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」、「男女平等推進情報紙そよかぜ」、啓発冊子等を通じて男女平等の視点に立った表現についての情報提供を行った。	男女平等の視点からの表現について、問題提起を図ることができた。	23	情報を男女平等の視点で読み解くことに関する分かりやすい情報提供方法の検討。
			② 情報活用能力（メディア・リテラシー）の向上のための学習情報提供	人権庶務課	「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」及び「見直してみよう表現」を庁内各課所へ配布し、表現の与える影響を考慮し、偏りのない適切な表現や映像を選ぶ参考とするよう周知した。また、セミナー等市民対象事業開催時、参加者へもリーフレットを配布した。	男女平等、男女共同参画の視点からの適切な表現について考える機会が提供できた。	23	引き続き市民に男女平等の視点に立った表現方法の重要性を周知することが必要である。また、市役所から発信する情報について、職員の意識向上が望まれる。
				公民館	関係各課の主催事業における開催場所（部屋）の提供及び、啓発物（ポスター・チラシ・冊子等）の掲示、配布を行った。また、各公民館において、能力向上の一助となる講座を開催した。	関係各課が実施する講座に際し、優先的に会場を提供し、ポスター等の掲示を行った。また、公民館主催事業においても、防犯・食生活・健康・裁判員制度等、生活に密接した内容を選び、情報提供に努めた。	20	継続して実施する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	具体的配慮内容	自己採点数	今後の課題・見直しの方策
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	4 多様な媒体によるわかりやすい情報提供	① 男女平等に関わる情報提供体制の充実	① **「広報あさか」「ふれあいネットアサカ」の充実**	市政情報課	「広報あさか」　月2回　発行 「広報あさか」の印刷製本　29,218,000円 ホームページ「ふれあいネットアサカ」更新 642,000円	性別による固定的役割分業意識に捉われていると思われる原稿・イラスト・写真などは修正して掲載した。	24	今後も継続して配慮していく。
			② **（再掲） 男女平等推進情報紙「そよかぜ」の発行**	人権庶務課	公募市民の企画編集委員とともに企画・編集した情報紙を年2回（9月と3月）、世帯配布した。 ９月「インタビュー・最も身近な犯罪DV・悪いのはあなたじゃない」 3月「準備していますか？・あなた流わたし流・いきいきシニアライフの秘訣」	市民インタビューにより話題となっているテーマを特集し、市民の本音にせまる身近な話題での編集を、市民の企画・編集委員とともに行うことができた。	23	男女ともに男女の多様なあり方、平等なあり方について考えることができるよう、読みやすく分かりやすい情報紙の発行に努めていく。
		② 出前講座の活用	① **男女平等に関わる出前講座の実施**	生涯学習課	登録メニュー 分野：くらし　タイトル：女と男が輝いて 子ども向けメニューもあり	「あさか学習おとどけ講座」を通じて学習機会を提供した。	23	引き続き市民へ「あさか学習おとどけ講座」の存在を周知し、利用促進に努める必要がある。
				人権庶務課	あさか情報おとどけ講座の登録メニューとして、男女平等についての出前講座の利用を啓発した。 登録メニュー 分野:くらし「女と男が輝いて」(子ども向けあり)	単に情報を伝えるだけでなく、体験型学習の形で、参加者が学び合える形態を考慮した。	19	あさか情報おとどけ講座自体のＰＲと併せ、出前講座の利用を啓発する。
		③ 男女平等に関わる情報のバリアフリー化	① **外国語による生活情報の提供**	全庁 （市政情報課）	外国人向けハンドブックの配布 英語版　３５０部（残６５０部） 中国語版４２５部（残２３５部） ハングル版１８５部（残１７５部） ポルトガル語版　４０部（残３２０部）	性別による固定的役割分業意識に捉われない文字・イラスト・写真等の表現に留意するほか、外国籍市民にも分かりやすい表現に留意した。	20	今後も継続して配慮していく。
				全庁 （健康づくり課）	予防接種と子どもの健康(冊子)英語版、中国語版、タガログ語版、ポルトガル語版、韓国語版の提供 予防接種予診票　英語版、中国語版、ポルトガル語版、タガログ語版、韓国語版の提供 母子健康手帳外国語版の購入案内	外国語による案内を実施した。	24	他の事業において必要があれば対応していく。
				全庁 （図書館）	ホームページ「朝霞市立図書館へようこそ」の利用案内の外国語（英語）表示を実施	利用案内として分かりやすいように配慮することができた。	16	今後も継続して配慮しつつ、ホームページ「ふれあいネットアサカ」と同様に英語以外の外国語の表示も検討課題である。
			② **高齢者や障害者に配慮した情報の提供**	全庁 （職員課）	受験資格を明記した受験案内（男女平等採用）を高齢者や障害者に配慮した方法で周知した。 （平成２０年度においては障害者採用はなかった）	「広報あさか」・ホームページ「ふれあいネットアサカ」（文字拡大機能あり）だけではなく、はーとぴあ、わくわくどーむ等市内各公共施設にポスターを掲示した。	20	今後も積極的に配慮していきたい。
				全庁 （長寿はつらつ課）	地域包括支援センターパンフレット発行　14,500部 生きがいさがし介護予防ガイドブック発行 13,597部（６５歳以上全世帯配布） 高齢者福祉ガイドブック発行 13,597部（６５歳以上全世帯配布）	あらゆる刊行物について、イラストの色や男女の位置、服装なども含め、性別による固定的役割分業意識是正の観点で作成することができた。	25	継続して実施する。
				全庁 （健康づくり課）	育児に関する刊行物「家庭教育手帳」の点字版を保健センター館内に設置	育児に関する情報提供について、点字版を設置した。	20	情報提供の際に、さらに高齢者、障害者に配慮した内容にしていく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	具体的配慮内容	自己採点数	今後の課題・見直しの方策
２ 男女平等を進める教育・学習体系の確立	１ 学校での男女平等の教育の推進	① 男女平等の教育の推進	① **男女平等教育の推進**	教育指導課	道徳主任研修会を年3回実施した。	小学校、中学校ともに授業研究会を実施した。 道徳指導の充実を図った。	23	今後も男女平等の視点をできる限り盛り込む。
			② **学級活動の充実**	教育指導課	学級活動において、必要に応じ、男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等、男女共同参画社会と自分の意識などについての題材を設定し、授業を行った。	男女の違いや役割について理解させるとともに、お互いに尊重し合う意識を育成する。	20	この課題の重要性を教員に周知させる。
			③ **進路指導の充実**	教育指導課	進路指導研修会を３回実施した。 （授業研究会１回を含む）	性別にかかわらず多様な生活を可能にする進路指導を充実させた。	22	小学校キャリア教育の開始。男女平等の視点をできる限り盛り込む。
		② 重点P 男女平等の教育プログラムの充実	① **（再掲） 男女平等に関わる出前講座の実施**	人権庶務課	あさか情報おとどけ講座の登録メニューとして、男女平等についての出前講座の利用を啓発した。 登録メニュー 分野:くらし「女と男が輝いて」(子ども向けあり)	単に情報を伝えるだけでなく、体験型学習の形で、参加者が学び合える形態を考慮した。	19	あさか情報おとどけ講座自体のＰＲと併せ、出前講座の利用を啓発する。
			② **男女平等教育の研究と推進**	教育指導課	発達段階に応じた男女平等教育の推進が図られた。 ＤＶ防止教育資料「みんなちがってみんないい」の活用が図られた。	児童生徒の発達段階に考慮することができた。	21	特別活動主任研修会及び道徳主任研修会との連携。
		③ 男女平等の教育環境づくり	① **教育相談体制づくり**	教育指導課	朝霞市子ども相談室において、児童生徒や保護者等への相談活動を実施した。 面接相談者（延べ人数） ：男子195人、　女子223人 電話相談者（延べ件数） ：男子　88件、女子382件	相談者一人ひとりの相談を相談員一人ひとりが男女の区別なく真摯に受け止めた。事例に応じ、学校をはじめ、関係諸機関を交えた会議を持つこともあった。	24	今後も引き続き性差のない相談活動に配慮していく。
			② **学校運営における男女平等推進**	教育指導課	男女平等の視野に立った学校運営促進を図った。	学校行事への女性・男性双方の参画を図る。	21	おおむね良好だが、行事や学校運営全般にわたり、性別による差が生じないようにする。
			③ **教職員の研修の実施**	教育指導課	すべての学校で、年間2回以上校内倫理委員会が開催された。教頭を中心として組織が充実した。	各学校の実態に応じた組織作りを行う。	22	セクハラや男女差別に関する職員研修の機会を増やす。
	２ 家庭での男女平等の学習の促進	① 重点P 男女が平等な家庭生活の情報提供	① **家庭向け冊子の作成**	人権庶務課	男女が共同する家事、育児などについて掲載した啓発冊子「朝霞市は男女平等を進めています」や、リーフレットを事業実施等の機会を捉えて配布した。	機会を捉えて配布した。	23	家庭生活と職業生活等の両立支援の観点から啓発冊子を発行する。
			② **（再掲） 男女平等推進情報紙「そよかぜ」の発行**	人権庶務課	公募市民の企画編集委員とともに企画・編集した情報紙を年2回（9月と3月）、世帯配布した。 ９月「インタビュー・最も身近な犯罪DV・悪いのはあなたじゃない」 3月「準備していますか？・あなた流わたし流・いきいきシニアライフの秘訣」	市民インタビューにより話題となっているテーマを特集し、市民の本音にせまる身近な話題での編集を、市民の企画・編集委員とともに行うことができた。	23	男女ともに男女の多様なあり方、平等なあり方について考えることができるよう、読みやすく分かりやすい情報紙の発行に努めていく。
		② 重点P 家庭教育についての学習機会の提供	① **講演会等の開催**	生涯学習課	家庭教育学級　合同講演会 講師：汐見　稔幸　氏 講演タイトル：子どものやる気を育てる!!～学力を伸ばす家庭のルール～ 日程：１０月２１日（火）午前１０時 会場：朝霞市民会館（ゆめばれす）	子育てや家庭教育へ男女がともに参画することの大切さを講演会を通じて啓発した。	23	引き続き、家庭教育学級関係者以外の者に対する講演会のＰＲと参加の促進が必要である。
			② **家庭教育学級の促進**	生涯学習課	・家庭教育学級開設費補助金：１３団体 ・家庭教育学級事業補助金：１１団体	家庭教育学級開設の促進と学習支援をした。	25	引き続き学習の機会をより多くの市民に周知し、活動を支援していく。
		③ 重点P 子育て家庭における男性の家事・育児参画応援	① **子育て講座の充実**	公民館	西朝霞公民館（育児講座）、北朝霞公民館（子育て講座）で育児・子育て関係講座を実施した。講座は好評であったが、開催日等により女性のみの参加となった。	育児に係る方を対象としたため、一時保育を実施した。	18	家事・子育てに関する講座を継続するとともに、男性・女性ともに参加できる講座の開催を考慮する。
			② **親子で参加する講座等の開催**	公民館	各公民館の主催事業で、親子で参加できる講座を実施した。 ・中央公民館：こども天体教室 ・東朝霞公民館：親子ふれあい広場 ・西朝霞公民館：レッツ・チャレンジ ・南朝霞公民館：南っ子クラブ ・北朝霞公民館：わんぱくキッズランド ・内間木公民館：子どもランド	土・日曜日や、夏休み等の長期休暇時に講座を実施することにより、仕事を持った親も参加可能となるように考慮した。	20	継続して行う。
			③ **母親学級、育児学級の充実**	健康づくり課	母親学級（４回１コース）のカリキュラムの中に、男性（プレパパ）が参加できる回を設けて実施。 実施回数　年１２コース 男性（プレパパ）の参加人数　　延270人	男性が育児参加するにあたっての必要な知識、技術の習得ができ、子育てに対する参加意識の向上を図るための動機づけができたものと思われる。	22	今後も男性の家事、育児参加についてもさらに取り組めるように随時カリキュラムを検討していく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	具体的配慮内容	自己採点数	今後の課題・見直しの方策
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	3 地域での男女平等の学習の促進	① 地域活動に男女平等の視点を提案	① 各種団体等に向けての情報提供の推進	生涯学習課	「広報あさか」の「ようこそ！あさかの生涯学習へ」の内容に、性別による役割分業意識や差別と暴力を助長するような表現を行わないよう内容のチェックをし充実に努めた。	団体・サークル等への積極的な情報提供をした。	23	引き続き学習の必要性を周知し、情報提供や各種事業への参加・協力を促す。
				公民館	市民からの問い合わせに応じ、公民館活動サークルを紹介した。また、各種団体や関係各課からの講座・催事案内やポスター等の掲示や情報資料の提供を行った。（市内６公民館）	各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	20	継続して実施する。
			② 地域活動への男女共同参画の推進	人権庶務課	「地域活動と男女共同参画」の視点での情報提供として啓発リーフレット「Let`sチャレンジ」や「朝霞市は男女平等を進めています」を、自治会連合会の総会時や講座等の機会に配布したほか、各公共施設に設置し啓発を行なった。	町内会、自治会向けに男女共同参画を促す内容の入ったリーフレットを連合会総会時に配布した。	23	多様な周知方法を検討する。
		② 重点P 男女平等に関する生涯学習の推進	① 男女平等に関する学習情報の提供	生涯学習課	男女平等の推進に関する学習情報を関係各課から収集し、情報提供した。	最新情報の収集と提供を行った。	23	引き続き情報提供を通じ啓発に努める。
				公民館	「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」に講座・講演の開催やサークル情報を掲載し、通知するとともに、市民からの窓口や電話等での相談・問い合わせに対応した。 また、関係各課からの依頼を受け、資料・チラシ等を設置した。（市内６公民館）	各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。また、市民からの問合わせには、これら各種団体や関係各課からの資料や「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づき情報提供した。	20	継続して実施する。
				人権庶務課	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」、「男女平等推進情報紙そよかぜ」等を通じて男女平等推進に関する学習情報の提供を行った。	市主催事業については、適宜広報等に掲載し周知を図っているほか、県等の学習情報については、庁舎内やセミナー等の機会に随時チラシ等を配布している。	23	ホームページを活用した多様な学習情報を提供する。
			② 男女平等に関する学習相談・支援の充実	生涯学習課	市民企画講座補助金：１２団体	地域の実情に即した、市民の創意による市民企画講座の実施を支援した。	25	引き続き講座の成果を、朝霞市の生涯学習の推進につなげていくこと。
			③ 地域での学習活動支援	公民館	公民館サークル活動として登録されている活動団体への活動場所（部屋）の貸し出しや、ポスター・チラシの設置等による学習活動の支援を行った。（市内６公民館）	活動団体へ公民館活動サークルとして登録した上で、活動場所（部屋）や器材の貸し出しを行った。また、依頼を受けてポスターやチラシを設置した。	20	継続して実施する。
			④ 男女が学習しやすい環境づくり	公民館	主催事業への子育て世代の参加を促進するため、一時保育を実施した。また、一部講座で夜間及び土・日曜日開催を実施した。	子育て世代向き講座を中心に、広報掲載時に一時保育受け入れについての情報を明記した。	19	主催事業開催時の一時保育を継続して実施するとともに、就労者の参加しやすい講座の開催を考慮する。
			⑤ 「あさか女と男セミナー」の開催	人権庶務課	公募市民の企画運営委員(５人)とともに「あさか女と男セミナー」を企画運営し、７月に実施した。 (連続５回開催)(延べ１３２人参加) テーマ「なりたい自分になるために ―チャレンジする気持ちを高めよう―」 1回目　「私は何になりたいの？ -なりたい自分を見つけよう-」 生涯学習開発財団認定コーチ 門脇　かおり氏 2回目「私のチャレンジ経験談」 さかうえ農園体験塾長　渡辺　澄江氏 あさかたんぽぽ保育園園長 大島　美弥子氏 3回目　「専門医に聞く　心とからだ」 産婦人科医　堀口　雅子氏 4回目　「チャレンジをサポートする制度を知ろう チャレンジを阻む要因を知ろう」 ＷｉｔｈＹｏｕさいたま　青木　玲子氏 5回目　「仕事と生活のバランスを男性と一緒に 考えようワーク・ライフ・バランス」 人材育成コンサルタント　春野　真徳氏	市民参画により市民の目線で男女平等を分かりやすく学習できるような企画を行った。セミナー終了後、来年度のセミナー企画運営委員を希望する参加者を得るなど、継続した学習活動を促すとともに、地域人材の育成につなげることができた。	23	学びを通じ男女平等を推進する人材を育成する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	具体的配慮内容	自己採点数)	今後の課題・見直しの方策
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	3 地域での男女平等の学習の促進	③ 女性のリーダーシップ能力の向上促進	① **市民企画講座奨励・支援**	生涯学習課	市民企画講座補助金を１２団体に交付	地域の実情に即した、市民の創意による市民企画講座の実施を支援した。	25	引き続き個々の団体の学習の成果を市の生涯学習の推進に結びつけること。
			② **（再掲）男女平等に関する学習相談・支援の充実**	生涯学習課	市民企画講座補助金を１２団体に交付	地域の実情に即した、市民の創意による市民企画講座の実施を支援した。	25	引き続き個々の団体の学習の成果を市の生涯学習の推進に結びつけること。
			③ **女性リーダー育成講座に関する情報提供や活動の場の提供**	公民館	関係団体・各課からの学習情報冊子の設置・配布やパンフレット類の掲示、施設利用依頼による活動場所（部屋）の提供を行った。（市内６公民館）	関係団体へは公民館活動サークルとして登録した上で、活動場所（部屋）や器材の貸し出しを行った。また、関係各課が実施する講座に際し、優先的に会場を提供し、ポスター等の掲示を行った。	20	継続して実施する。
			④ **（再掲）「あさか女と男セミナー」の開催**	人権庶務課	公募市民の企画運営委員(５人)とともに「あさか女と男セミナー」を企画運営し、７月に実施した。 (連続５回開催)(延べ１３２人参加) テーマ「なりたい自分になるために ―チャレンジする気持ちを高めよう―」 1回目　「私は何になりたいの？ -なりたい自分を見つけよう-」 生涯学習開発財団認定コーチ 門脇　かおり氏 2回目「私のチャレンジ経験談」 さかうえ農園体験塾長　渡辺　澄江氏 あさかたんぽぽ保育園園長 大島　美弥子氏 3回目　「専門医に聞く　心とからだ」 産婦人科医　堀口　雅子氏 4回目　「チャレンジをサポートする制度を知ろう チャレンジを阻む要因を知ろう」 ＷｉｔｈＹｏｕさいたま　青木　玲子氏 5回目　「仕事と生活のバランスを男性と一緒に 考えようワーク・ライフ・バランス」 人材育成コンサルタント　春野　真徳氏	市民参画により市民の目線で男女平等を分かりやすく学習できるような企画を行った。セミナー終了後、来年度のセミナー企画運営委員を希望する参加者を得るなど、継続した学習活動を促すとともに、地域人材の育成につなげることができた。	23	学びを通じ男女平等を推進する人材を育成する。
	4 学習活動を支援する人材の育成と活用	① 広い視野をもった人材の育成	① **日本女性会議市民派遣事業の実施**	人権庶務課	日本女性会議に市民を派遣。（10月17日（金）～18日（土））於：富山県富山市 市民3名派遣（公募）　職員１名随行	「広報あさか」及び市のホームページ「ふれあいネットアサカ」での情報周知のほか、参加者報告書を作成し、公共施設に設置するなどし周知を図った。	21	日本女性会議の果たしてきた役割などについても広報し、地域づくりともつなげることができるとよい。
			② **全国・全県レベルの経験交流・研修機会の情報提供**	人権庶務課	「日本女性会議」「男女共同参画アドバイザー養成講座」「女性総合相談員スキルアップ研修」等の情報を、広報「あさか」や市ホームページを通じて広く情報提供した。	できるだけ多くの市民や委員、関係職員に情報提供し、研修や交流の機会を作った。	25	今後、学びの成果をどう地域へ還元するかが課題である。
		② 男女平等を推進するための学習支援	① **（再掲）「あさか女と男セミナー」の開催**	人権庶務課	公募市民の企画運営委員(５人)とともに「あさか女と男セミナー」を企画運営し、７月に実施した。 (連続５回開催)(延べ１３２人参加) テーマ「なりたい自分になるために ―チャレンジする気持ちを高めよう―」 1回目　「私は何になりたいの？ -なりたい自分を見つけよう-」 生涯学習開発財団認定コーチ 門脇　かおり氏 2回目「私のチャレンジ経験談」 さかうえ農園体験塾長　渡辺　澄江氏 あさかたんぽぽ保育園園長 大島　美弥子氏 3回目　「専門医に聞く　心とからだ」 産婦人科医　堀口　雅子氏 4回目　「チャレンジをサポートする制度を知ろう チャレンジを阻む要因を知ろう」 ＷｉｔｈＹｏｕさいたま　青木　玲子氏 5回目　「仕事と生活のバランスを男性と一緒に 考えようワーク・ライフ・バランス」 人材育成コンサルタント　春野　真徳氏	市民参画により市民の目線で男女平等を分かりやすく学習できるような企画を行った。セミナー終了後、来年度のセミナー企画運営委員を希望する参加者を得るなど、継続した学習活動を促すとともに、地域人材の育成につなげることができた。	23	学びを通じ男女平等を推進する人材を育成する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	具体的配慮内容	自己採点数	今後の課題・見直しの方策
２ 男女平等を進める教育・学習体系の確立	４ 学習活動を支援する人材の育成と活用	② 男女平等を推進するための学習支援	② **男女平等に関する学習機会の提供**	生涯学習課	・人権問題講演会　10月１６日「報道と人権」 河野　義行　氏 ・市民人権教育研修会 6月１８日「外国人から見た日本の人権」 ドゥエル・ベーリ　氏 6月２５日「子どもの人権について」 松本和子 氏 7月２日「人権全般の概論的内容及び県民運動研修の概要について」　吉田　幸司 氏 ・企業人権教育研修会 １１月２０日「企業と人権について①」 １１月２５日「企業と人権について②」 吉田　幸司 氏 ・人権教育講座（４公民館） ＊保育実施	市民の人権問題に対する正しい理解と人権尊重の意識を高めるための講演会等を実施した。	25	引き続き学習の課題を広く収集し、講演会・研修会の充実を図る。
				公民館	「人権教育講座」を実施し、情報提供を行った。本年度は市内４公民館で実施した。 開催内容：「裁判員制度にみる人権～安心して参加するために～」（中央公民館） 「わたしのふるさと」（東朝霞公民館） 「子どもの人権と特別支援教育」 （西朝霞公民館） 「介護と人権～介護にも自分の心にも余裕といたわりを～」（内間木公民館）	子どもや高齢者の人権等、幅広いテーマで開催した。また、東朝霞公民館及び内間木公民館では一時保育を実施し、子育て中の市民の参加へ配慮した。	20	継続して実施する。
			③ **（再掲）男女平等に関する学習情報の提供**	人権庶務課	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」、「男女平等推進情報紙そよかぜ」等を通じて男女平等推進に関する学習情報の提供を行った。	市主催事業については、適宜広報等に掲載し周知を図っているほか、県等の学習情報については、庁舎内やセミナー等の機会に随時チラシ等を配布している。	23	ホームページ「ふれあいネットアサカ」を活用した多様な学習情報の提供。
				生涯学習課	生涯学習ガイドブック「コンパス」発行(年１回) 男女平等に関する学習情報を関係各課から収集し、情報提供した。	関係各課、近隣市からも広く講座等の情報を収集した。	23	引き続き男女が利用しやすい紙面づくりに努める。
				公民館	「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」に講座・講演の開催やサークル情報を掲載し、通知するとともに、市民からの窓口や電話等での相談・問い合わせに対応した。 また、関係各課からの依頼を受け、資料・チラシ等を設置した。（市内６公民館）	各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。また、市民からの問い合わせには、これら各種団体や関係各課からの資料や「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づき情報提供した。	20	継続して実施する。
		③ 地域人材の活用促進	① **男女平等を推進する市民・団体等への顕彰**	人権庶務課	朝霞市男女平等推進条例及び男女平等推進顕彰実施要綱に基づき、男女平等を推進する市民1人に対し顕彰を行った。　２０年度は１件	顕彰実施の様子を「広報あさか」やホームページ「ふれあいネットアサカ」に掲載し、市民に広くＰＲした。	23	引き続き男女平等推進顕彰実施を通じた男女平等の周知を図る。
			② **地域人材の発掘・活用**	人権庶務課	市民との協働により、男女平等推進啓発事業を実施した。 ・男女平等推進情報紙「そよかぜ」企画・編集委員 ・あさか女（ひと）と男（ひと）セミナー企画・運営委員 ・男女平等推進事業企画・運営協力員	企画編集会議や運営会議を開催し、市民の手による情報紙や事業となるよう配慮した。	25	引き続き、地域人材の育成と活用に努めるとともに新たな人材の発掘のための広報活動を強化していく。
				生涯学習課	新規登録者の発掘と利用促進、制度の周知を図った。登録者数　８０人（H20.4.1現在） 生涯学習ボランティアバンク登録者が講師となり、様々な知識や経験、優れた技術や技能を「体験教室」として開催した。 １８講座　参加者数　３１６人	制度の周知と利用促進を図った。	25	引き続き生涯学習ボランティアバンクの存在を市民に広く周知し、活用・登録が活発になるよう努める。
				公民館	生涯学習ボランティアバンクに登録されている人材活用と情報の提供を行った。（市内６公民館）　主催事業においても、中央公民館ではパソコン相談員をはじめ、「悠ゆう大学」の講師として生涯学習ボランティアバンク登録者を登用した。	主催事業のうち、中央公民館においてパソコン相談員、「悠ゆう大学」の講師として登用した。また、市民からの講師に関する問い合わせには、生涯学習ボランティアバンク登録者につき説明し、生涯学習課へ連絡するよう助言した。	19	継続して、生涯学習ボランティアバンク登録者の登用を検討し、市民への問い合わせに対応する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	具体的配慮内容	自己採点数)	今後の課題・見直しの方策
３ 性の尊重と異性間の暴力の根絶	１ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	① 性と生殖に関する健康と権利の考え方の普及	① リーフレットの設置を拡大	健康づくり課	母性健康管理指導事項連絡カードの周知 マタニティーキーホルダーの配布と周知 不妊治療費助成事業のリーフレット配置（事業は埼玉県が実施）	各事業に関するリーフレット等によるＰＲ	21	関連施設への拡大について検討する。
				人権庶務課	５月に市内中学校の全校生徒及び教員にリーフレット「心とからだ」を配布したほか、市内公共施設に掲示依頼した。また、セミナー等の事業の際にも啓発として配布した。	中学生にも分かりやすい内容のリーフレットを配布し、多様な年代に配慮した情報提供を行った。	23	性と生殖に関する健康と権利の尊重について、多角的な情報を分かりやすく提供していく。
		② 思春期の保健対策の推進	① 薬物乱用対策の推進	健康づくり課	薬物乱用防止ポスターの掲示による周知	普及啓発を目的として、館内にポスター掲示を行った。	17	保健所、教育委員会との連携を図りながら、普及啓発を行っていく。
				教育指導課	・各小・中学校において「薬物乱用防止教室」を開催した。 ・小学校体育授業（６年保健）及び中学校保健体育授業（3年保健）で指導した。	児童生徒の発達段階に応じた内容で実施した。	25	関係機関とのさらなる連携と保護者への啓発が必要
			② ＨＩＶ／エイズ、性感染症対策	健康づくり課	思春期保健教材の設置 エイズ予防財団からのリーフレットの設置、ポスターの掲示	普及啓発の一環として、ポスター掲示やリーフレットの配布を行った。	17	今後も引き続き配慮していく。
				教育指導課	各学校において、児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育が実施された。小学校体育授業（６年保健）及び中学校保健体育授業（3年保健）で指導した。	各学校の実態に応じる。	24	エイズをはじめとする感染症の知識を身に付けさせる。
			③ 喫煙と飲酒に関する情報の提供	健康づくり課	喫煙、飲酒による胎児や生殖機能に及ぼす影響に関するポスター掲示 一般市民に対する「あさか健康プラン21」を通した普及啓発 母親学級における妊婦に対する教育（年12回）	一般市民に対する普及啓発と喫煙者に対する禁煙指導や禁煙外来等の情報提供を行った。	20	今後も普及啓発、妊産婦に対する教育の充実を図る。
				教育指導課	小学校体育授業（６年保健）及び中学校保健体育授業（3年保健）で指導した。	各学校の実態に応じる。	24	外部の指導者や保護者の参加を促す。
			④ 性教育の実施	教育指導課	各学校において養護教諭を中心として適切に指導された。	各学校の実態に応じる。	24	県や文部科学省の性教育研修会に積極的に教員を派遣する。
			⑤ デートＤＶに関する情報の提供	人権庶務課	朝霞高校、朝霞西高校の生徒及び東洋大学ライフデザイン学部の学生を対象に、デートＤＶに関する市リーフレットを配布した。	市内の高校生、大学生及び教職員を対象に、デートＤＶリーフレット「相手のこと自分のこと大切にしてる？」を配布し、デートＤＶに関する情報提供を行った。	20	今後、中学生に対するアプローチをどのように実施していくかが課題である。
		③ 男女の健康管理の支援	① 市民の健康づくり支援（あさか健康プラン２１）	健康づくり課	あさか健康プラン21推進の主な事業 ①あさか健康プラン21推進委員会　年2回開催 （推進委員18人中女性10人、男性8人） ②健康づくりの達人、団体の登録 ③講演会の開催　年1回実施 ④へるすアップ（健康情報）の「広報あさか」への掲載　年4回 ⑤健康づくり関連ガイドブックの作成　7月発行	市民の健康増進を図ることを目的に、計画に基づいた推進事業を行っている。推進委員のうち女性委員が半数以上を占め、女性・男性双方に配慮した推進事業を行っている。	24	引き続き配慮していく。
			② 女性のヘルスチェックの周知徹底	健康づくり課	健康相談、ガン検診、成人健康診査、骨粗しょう症予防検診、肝炎ウイルス検診	女性に特有な病気や症状に関するヘルスチェック実施について周知を図り健康管理の支援を行った。	21	引き続き実施し女性のヘルスチェックの大切さを周知していく。
	２ 暴力を否定する社会的認識の徹底	① 重点P 異性間暴力が犯罪であることの周知	① 異性間暴力に関わる情報の収集及び提供の推進	人権庶務課	・ＤＶやセクハラなどの防止に関わる法制度等について広く情報提供するため、「広報あさか」に暴力についての特集を追加掲載したほか「朝霞市は男女平等を推進します」のコラムにＤＶの情報を連続掲載した。 ・関連リーフレットや冊子等を公共施設に設置したほかセミナー等の事業の際に配布し啓発した。 ・市内中学校全校生徒及び教員へのリーフレット「心とからだ」を配布した。 ・デートＤＶに関するリーフレットを作成し、市内高等学校３年生全員と東洋大学朝霞校舎（ライフデザイン学部）の学生に配布した。 ・人権尊重社会をめざす県民運動協調月間に関する 情報を広報「あさか」に掲載した。	異性間暴力や関連法律等について啓発冊子等により分かりやすい情報提供を行う。新たにデートＤＶに関するリーフレットを作成し、市内高等学校3年生と東洋大学ライフデザイン学部生に配布した。	23	暴力被害の相談窓口等の情報をより目に触れやすい形で提供するため、リーフレットを作成する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	具体的配慮内容	自己採点数	今後の課題・見直しの方策
３ 性の尊重と異性間の暴力の根絶	２ 暴力を否定する社会的認識の徹底	① 重点P 異性間暴力が犯罪であることの周知	② **異性間暴力に関する学習情報、学習機会の提供**	生涯学習課	講演会等の学習情報を提供した。 ・人権問題講演会 ・家庭教育学級合同講演会　等	情報誌等で学習情報を提供した。	25	引き続き異性間暴力の減少につながるような学習情報の収集及び提供が必要である。
				公民館	人権の視点から異性間暴力に関する学習情報や学習機会の提供を行った。 内間木公民館では、「介護と人権～介護にも自分の心にも余裕といたわりを～」と題して、年齢や性別を問わず被介護者への身体的・精神的虐待の実態を学んだ。	一時保育を実施し、子育て中の市民の参加へ配慮した。	19	継続して実施する。
			③ **異性間暴力防止に関する教育の実施**	人権庶務課	朝霞高校、朝霞西高校の生徒及び東洋大学ライフデザイン学部の学生、教職員を対象に、デートＤＶに関する市リーフレットを配布し、機会を捉えて活用を図るよう依頼した。	市内の高校生、大学生及び教職員を対象に、デートＤＶリーフレット「相手のこと自分のこと大切にしてる？」を配布し、ホームルーム等の際に活用してもらうよう校長先生等に依頼した。	20	今後、中学生に対するアプローチをどのように実施していくかが課題である。
				教育指導課	朝霞市学校人権教育主任研修会3回実施 県教委主催の男女平等教育研修会に各校1名参加 男女平等に関する各学校での研修会を8校で実施 人権教育実践報告会に各校1名参加	様々な人権課題についての研修を行うの中で男女平等教育に関する研修を取り上げるようにした。学校人権教育主任研修会の授業研究会では男女平等の視点についても指導した。	24	多様な人権課題があるのでそれぞれの研修の中で男女平等についての視点を今後も取り入れていく。
			④ **セクシュアル・ハラスメント防止のための相談窓口の利用促進**	職員課	ハラスメント研修を実施 全職員対象　全６回 研修の中でセクハラ相談窓口の紹介をした。	職員に相談窓口の利用を周知徹底する。	22	今後も周知徹底に努める。
		② 人権についての教育の推進	① **女性に対する暴力をなくす運動の周知**	人権庶務課	「広報あさか」及びホームページ「ふれあいネットアサカ」への情報掲載。（１１月）	「女性に対する暴力をなくす運動」についての記事を、これまで載せていなかった「広報あさか」及びホームページ「ふれあいネットアサカ」に掲載することで、より多くの市民に情報を周知できた。	21	より効果的な広報方法の検討。
			② **男女平等の視点からの人権教育の推進**	人権庶務課	・第6回北足立郡市町人権フェスティバル(北足立郡１５市町と人権問題に取り組む市民団体、関係機関との共同したイベント、講演会の開催) １０月23日　蕨市民会館 ・人権・同和問題講演会の開催（北足立郡市町同和対策推進協議会、志木市共催） 11月17日　志木市総合福祉センター ・「人権と平和のパネル展」の開催 ７月11日～13日　コミュニティセンター ７月25日～27日　産業文化センター	研修会、講演会等については、開催内容等の情報提供に努め、性別に関係なく広く参加を呼びかけた。また、「人権と平和のパネル展」では、男女平等の視点からの啓発パネルも掲出したほか、様々な人権問題について、啓発用リーフレットを配布した。	21	今後も引き続き配慮していく。
				教育指導課	各小・中学校において人権教育の授業を実施した。	学年の発達段階に応じた男女平等教育を進めることができた。	24	各学校とも様々な人権課題について授業を実施しているので、男女平等教育の授業の回数を増やしていく。
			③ **人権問題講演会等の開催**	生涯学習課	・人権問題講演会　10月１６日「報道と人権」 河野　義行　氏 ・市民人権教育研修会 ６月１８日「外国人から見た日本の人権」 ドゥエル・ベーリ　氏 ６月２５日「子どもの人権について」松本和子 氏 ７月２日「人権全般の概論的内容及び県民運動研修の概要について」　吉田　幸司 氏 ・企業人権教育研修会 １１月２０日「企業と人権について①」 １１月２５日「企業と人権について②」 吉田　幸司 氏 ・人権教育講座（４公民館） ＊保育実施	市民の人権問題に対する正しい知識と人権尊重の意識を高めるための講演会等を実施した。	25	引き続き現状の課題に沿った講演会、研修会を実施する。
				公民館	「人権教育講座」開催。（４公民館） 内容：「裁判員制度にみる人権～安心して参加するために～」（中央公民館）・「わたしのふるさと」（東朝霞公民館）・「子どもの人権と特別支援教育」(西朝霞公民館)・「介護と人権～介護にも自分の心にも余裕といたわりを～」（内間木公民館）	子どもや高齢者の人権等、幅広いテーマで開催した。また、東朝霞公民館及び内間木公民館では一時保育を実施し、子育て中の市民の参加へ配慮した。	20	継続して実施する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	具体的配慮内容	自己採点数	今後の課題・見直しの方策
３ 性の尊重と異性間の暴力の根絶	３ 異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実	① 重点P 相談体制の充実	① **異性間暴力の相談窓口・機関等の周知**	人権庶務課	「広報あさか」に特集情報を掲載したほか、ホームページ「ふれあいネットアサカ」や「男女平等推進情報紙そよかぜ」、男女平等推進啓発冊子等への情報掲載を行った。 また、男女共同参画週間やセミナー等の事業時においても情報提供等を行った。その他、手に取りやすいように相談窓口を記述したカードを作成し、庁舎内に設置した。	大多数の人に暴力をめぐる状況がどのようになっているか知らせるとともに、身近な相談機関についての情報を知らせるため、広報に特集記事を掲載し啓発を図った。	23	より情報を手に取りやすい形とするための暴力に関するリーフレットの作成。
			② **「女性総合相談」機能の充実**	人権庶務課	・女性総合相談員研修・交流会開催（７月２日） ・女性総合相談員スキルアップ研修（１月２８日） ・女性総合相談庁内連絡会開催（２月４日）	相談員の研修・交流会を行うことで相談員相互の情報交換、意見交換に努め、女性総合相談の質的向上を図った。また、女性総合相談庁内連絡会により、庁内関係課のサービスや実態についての認識が深まり、相談員の資質向上につながった。	23	継続的に専門的人材を確保していくとともに、相談員の研修会等の充実を図っていく。
		② 暴力の発生を防ぐ環境づくり	① **地域防犯体制の充実**	危機管理課	・青色回転灯を装備したパトロールカーの運行 (警備員:隔日1台運行,市職員:毎週2日２台運行) ・防犯街頭キャンペーンの実施(実施回数：4回) ・朝霞わがまち防犯隊認定書交付式・防犯講習会の開催(11月25日(火)コミュニティセンター) ・犯罪情報の提供（庁内メールを随時配信、ホームページ「ふれあいネットアサカ」に随時掲載) ・防犯灯設置工事に対する補助金の交付 （執行額：1,302,000円） ・防犯灯維持管理費に対する補助金の交付 （執行額：8,315,700円） ・防犯活動に対する補助金の交付 （執行額：775,000円） ・駐車場防犯照明設備設置に対する補助金の交付 （執行額：486,000円）	防犯事業について、性別による固定的役割分業意識に捉われることなく、防犯意識の高揚を図ることができた。	23	今後も引き続き配慮していく。
			② **暴力に対する対応策の習得**	危機管理課	・朝霞わがまち防犯隊認定書交付式・防犯講習会の開催 （11月25日（火）コミュニティーセンター） ・犯罪情報の提供（庁内メールを随時配信、ホームページに随時掲載） ・「広報あさか」毎月15日号の「彩夏ウボーイの防犯推進室」に防犯対策記事を掲載	防犯の知識について、性別による固定的役割分業意識に捉われることなく、普及啓発を図ることができた。	20	今後も引き続き配慮していく。
			③ **連携・支援体制の充実**	危機管理課	・朝霞わがまち防犯隊対象、防犯講習会の開催 ・朝霞わがまち防犯隊に対し防犯情報を随時提供した。 ・全課に対し防犯情報庁内メールを随時配信し、市ホームページへも随時掲載を行った。	防犯隊に対する防犯講習会を開催するとともに、防犯情報「彩夏ウボーイのあさか防犯ニュース」を電子メール、ファクシミリ等により情報提供を行い、自主的な活動の推進と防犯意識の高揚を図った。	20	今後も引き続き配慮していく。
				人権庶務課	・人権施策庁内連絡会の開催（年1回） ・庁内人権問題研修推進員会議の開催（年2回） ・さいたま人権擁護委員協議会及びさいたま人権擁護委員協議会西部部会との連携 ・人権相談等の実施（月1回）など人権擁護委員との連携 ・さいたま人権啓発活動ネットワーク協議会会議（年3回） ・埼玉県との連絡会議（年1回） ・北足立郡市町同和対策推進会議主管担当者会議（月1回及び随時） ・人権問題に取り組む市民団体との連携	人権施策庁内連絡会議や庁内人権問題研修推進員会議等を定期的に開催し、人権課題についての共通の認識を養うとともに、意見交換などを行い、関係各課の連携の推進を図った。 また、国や県・民間団体などの関係機関の取り組みや研修内容などの情報を必要に応じて関係各課に提供するなど、相談機能の強化や支援体制の推進を図った。	22	今後も引き続き配慮していく。
			④ **（再掲） セクシュアル・ハラスメント防止のための相談窓口の利用促進**	職員課	ハラスメント研修を実施 全職員対象　全６回 研修の中でセクハラ相談窓口の紹介をした。	職員に相談窓口の利用を周知徹底する。	22	今後も周知徹底に努める。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	具体的配慮内容	自己採点数	今後の課題・見直しの方策
３ 性の尊重と異性間の暴力の根絶	４ 関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築	① 重点P 庁内の保護・支援体制の確立	① **「女性総合相談庁内連絡会」の充実**	人権庶務課	・女性総合相談庁内連絡会開催（２月４日） 女性総合相談庁内連絡会を開催し、庁内体制の強化を図った。女性総合相談員と関連各課の連携強化のための情報交換や質疑応答を行った。	ＤＶ被害者の相談に全庁的に対処できるよう、女性総合相談庁内連絡会において、女性総合相談員と関連各課の連携強化のための情報交換や質疑応答を行った。	22	現状の把握と併せ、事例研究を行い、ＤＶ被害者及び被害者の周辺者への支援の検討などを行い、さらなる連携の強化を図る。
			② **緊急保護体制の充実**	福祉課	平成20年度の保護実績はなし。	ケースワーカーを増員し、緊急一時保護の場合は迅速に対応するようにしている。	23	継続して配慮していく。
				長寿はつらつ課	平成20年度の保護実績はなし。	暴力に関する相談者は女性が多いことから、女性ケースワーカーを配置している。	23	継続して配慮していく。
				子育て支援課	平成20年度の保護実績は１件 （人権庶務課と連携）	暴力に関する相談者は女性が多いことから、女性ケースワーカーを配置している。	23	継続して配慮していく。
			③ **被害者等への相談・助言、保護支援の充実**	福祉課	子育て支援課等担当課と連携し、必要な支援を行った。 必要に応じた生活保護の適用、及び保護受給者についての相談、助言、指導等を行った。	・問題がありそうな世帯について、本人からの状況把握。 ・必要に応じて子育て支援課、長寿はつらつ課など関係機関への連絡、連携。	20	継続して実施する。
				長寿はつらつ課	保護支援を行うため「高齢者虐待への対応及び事例検討」について、研修を実施した。 2月23日・3月24日　弁護士　橋場　隆志氏 参加者　市職員及び地域包括支援センター職員	保護支援に必要な知識を習得した。	21	今後も引き続き配慮していく。
				子育て支援課	被害者の状況に配慮した相談・助言を行うよう勤め、人権庶務課、その他関連課と連携して必要な支援へとつなげた。	相談者がＤＶの被害者である場合は、人権庶務課へつなげ、連携して適切な相談・助言を実施し、保護につなげる場合は、関係課とともに支援を行った。特に、被害者が子どもを連れている場合は、緊急母子支援施設への保護も視野に入れ対応した。	20	庁内の連携をさらに強化し、適切で迅速な対応を実施したい。
				人権庶務課	被害者の状況に配慮した相談・助言を行うよう勤め、必要な支援へとつなげた。	相談者がＤＶの被害者である場合は、庁内のどの課が入り口であっても人権庶務課へつながるよう、各課の連携を強化するとともに、ケースに応じた適切な相談・助言を実施し、保護につなげる場合は、関係課とともに支援を行った。	20	相談者の二次被害防止のための職員研修を実施し、相談を行う職員の資質の向上に努めたい。
			④ **被害者等への健康支援**	健康づくり課	被害者に配慮した健康相談の実施	被害者の状況に応じた相談を、関係機関との連携を図りながら行っている。	21	引き続き支援を行っていく。
			⑤ **住民基本台帳事務における支援措置**	総合窓口課	住民基本台帳事務処理要領に従い、的確に住民票の閲覧及び交付、戸籍の附票の交付を制限した。 （20年度実績　49件）	住民基本台帳事務処理要領に従い、的確に住民票の閲覧及び交付、戸籍の附票の交付を制限した。	25	住民基本台帳事務処理要領の改正等がなされた場合、適切に制度を変更する。
		② 重点P 関係機関と連携した被害者の保護、自立支援	① **婦人保護施設や児童相談所等との連携強化**	子育て支援課	婦人相談センターや児童相談所、朝霞警察署と連携し、ＤＶ被害者や児童を保護するため施設入所を行った。	被害者（女性）からの相談による保護を実施した。	23	継続して実施する。
			② **福祉関連施設との連携強化**	福祉課	子育て支援課と連携し、情報交換等を行い入所後は生活保護の適用により援護していく。	婦人相談センターに入所した世帯に対し、住居設定費用、医療費等の給付を行った。	20	継続して実施する。
			③ **高齢者施設との連携強化**	長寿はつらつ課	特別養護老人ホーム3施設、地域包括支援センター5施設との連携を図り、高齢者虐待の早期発見の体制づくりを推進した。	施設との連携強化により、高齢者虐待の早期発見に努めた。	20	今後も引き続き配慮していく。
			④ **保健所や医療機関との連携強化**	健康づくり課	把握した被害者に対する支援　6事例 (うち関係機関との連携による支援事例　2事例)	事例の状況に合わせて支援を行った。	23	事例の状況に応じた支援を行い、必要に応じて関係機関との連携を図り支援していく。
			⑤ **関係機関との連携強化**	人権庶務課	埼玉県と4市の連携会議（年1回）を実施した。女性総合相談員と関連各課の連携強化のための情報交換や質疑応答を行った。	埼玉県や近隣４市と連携強化のための情報交換等を行うことができた。	22	保健所や民間も含めたその他の関係機関との連携方法の検討。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	具体的配慮内容	自己採点数)	今後の課題・見直しの方策
４ 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	１ 市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進	① 審議会等への女性の登用	① 女性委員の登用についての情報提供	人権庶務課	審議会等における女性委員の登用状況について、年次報告書にこれまでの年次推移を掲載し全庁に向け情報提供を行った。男女平等推進行動計画実施計画（平成２０年度～平成２２年度）の改定に伴い、実施計画に各審議会の女性委員登用率の現状値を一覧にして掲載した。	年次報告書への審議会等における女性委員の登用状況についての掲載については、これまでは単年度のみの状況であったが、過去に遡っての年次推移をグラフで示し、状況の変化が分かるように情報提供することができた。	22	男女平等推進行動計画実施計画に数値目標を掲載している審議会等の年次ごとの推移と、数値目標を設けなかった審議会等の年次ごとの推移の集計、及び全審議会等の集計による推移比較が必要となる。
			② 女性委員の登用促進要綱の作成・実施管理	政策企画室	朝霞市市民協働指針において、審議会等の委員の選任にあたっては、男女比等に配慮し、多様な経験等を持つ市民を委員とするよう努めることを明記した。	朝霞市市民協働指針の中で、審議会等の委員構成について配慮することとした。	15	今後も引き続き審議会等のあり方について検討していく。
			③ 審議会等への女性登用率の目標（40%）達成	全庁	別表１参照（Ｐ．６６・６７）	各審議会等の委員交代時を捉え、女性登用率を目標値に近づけるよう配慮する。	20	女性登用率０％の審議会等については、委員選定の条件等に配慮し、女性登用に努める。
		② 市職員管理職への女性の登用	① 職員研修の充実	職員課	・階層別研修…10種類、159人 ・特別研修…国内派遣研修（2グループ8人）、自主研修（3種類33人） ・階層別研修の派遣研修…4種類、43人 ・講師養成研修の派遣研修…8種類、9人 ・選択研修(自治人材センター)…15種類、20人 ・選択研修(セミナーハウス)…2種類、2人 ・民間派遣研修…1種類、1人 ・自治大学校…3人 ・市町村職員中央研修所…3講座、3人 ・教育機関への派遣研修…（社）日本経営協会（NOMA）等…34講座、34人　　他	男女の区別なく、希望する職員が研修に参加可能である。	18	今後も研修参加の機会を積極的に設けたい。
			② 女性職員の登用・職域拡充	職員課	昇任試験の受験者を増やすため、主任級研修において係長級昇任試験の呼びかけを行った。 平成20年度係長試験　（ ）内は女性人数 対象者　194（113）人 受験者　49　（7）人　合格者　16（5）人	性別に捉われない人事異動は従来から行われている。昇任試験の受験については、周知を図っているが、本人の受験意思によるところが大きい。	20	今後も取り組みたい。
			③ 職場における指導的地位の女性登用立を高める	職員課	性別に捉われない指導的地位への登用を行えるよう、昇任試験の受験者を増やすため、主任級研修において係長級昇任試験の呼びかけを行った。	性別に捉われない人事異動は従来から行われている。昇任試験の受験については、周知を図っているが、本人の受験意思によるところが大きい。	20	今後も取り組みたい。
		③ 市政への男女共同参画の促進	① 男女共同参画に配慮した行政情報の提供	全庁（職員課）	職員募集・職員給与公表など男女の区別をせずに情報提供を行った。	男女の区別をせずに情報提供を行う。	20	今後も積極的に取り組みたい。
				全庁（生涯学習課）	情報誌等の発行 あさか学習おとどけ講座リーフレット：4,000部 生涯学習ガイドブック「コンパス」：2,500部 啓発冊子「みんなが　しあわせに　暮らせるために」：6,000部 成人式記念文集：900部 きら☆きら：12,000部×４回 青少年健全育成啓発リーフレット：10,000部 青少年健全育成の集い応募作文集：2,100部	表記やイラスト・写真等のカットが男女共同参画の視点から適正なものであるか配慮した。	23	引き続き最新の話題を取り上げながら男女平等意識の啓発にもつながるような紙面づくりを目指す。
				全庁（公民館）	市民からの窓口や電話等での相談・問い合わせについて、「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づいて情報を提供するとともに、関係各課からの資料・チラシ・ポスター等を掲示・設置し情報提供を行った。(市内６公民館)	各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	20	継続して実施する。
			② 男女が市政に参画しやすい環境づくり	全庁（スポーツ課）	体育指導委員会議　午後7時～　年4回開催 体育祭各種会議　午後7時～　年7回開催 中高年スポーツ教室　午後7時～　全6回開催 指導者育成講習会　午後7時～　年1回開催	男女がともに参加しやすい夜間に事業及び会議を開催している。	24	夜間・休日・子ども連れ参加など、男女がともに参加しやすい活動への配慮を促進する。
				全庁（子育て支援課）	個別説明会への希望が多いことから、ファミリーサポートセンター入会を随時開催（116回）することとし、土日の入会説明会は2回の開催のみとした。	個別説明会への希望が多いことから、個別説明会を中心に開催した。	21	個別説明会への希望が多いことから、個別説明会を中心に今後も開催予定。
				全庁（公民館）	関係各課からの施設利用依頼による開催場所(部屋)や器材の貸し出しを実施した。(市内６公民館)	関係各課からの施設利用依頼により、優先して開催場所（部屋）や器材の貸し出しを実施した。	20	継続して実施する。
			③ 広聴機会や手段の提供	市政情報課	「市への意見・要望」制度の推進を図った。 平成20年度受付　228通	市民の意向を反映したまちづくりを推進するため、広く市民から意見や要望を聴取するとともに、市民の市政への参加意欲を高めることを目的としていく。	20	継続して実施する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	具体的配慮内容	自己採点数)	今後の課題・見直しの方策
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	2 各種団体の取組支援・協力依頼	① 性別によらない代表選び機運の醸成	① **団体代表選定への男女平等推進**	人権庶務課	自治会連合会総会時に関連リーフレットを配布し呼びかけ実施したほか、公共施設にリーフレットを設置した。	手にとりやすいリーフレットを作成し、団体が集まる機会に説明・配布した。	21	自治会連合会の総会時以外の有効な情報提供機会の検討。
				生涯学習課	性別によらず実際に活動を担っている人が団体・サークルの代表になるという機運の醸成に努めた。	講座、説明会、講演会等の機会を利用して、呼びかけと啓発を行った。	25	引き続き継続的な呼びかけが必要である。
			② **各種団体等に向けての啓発活動**	公民館	公民館で活動しているサークルの紹介や各種団体・関係各課からの催事案内の掲示、情報資料等の提供を行った。（市内６公民館）	各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	20	継続して実施する。
		② 重点P 男女がともに参加しやすい活動への配慮	① **講座等開催時の保育等への配慮**	人権庶務課	あさか女と男セミナーの開催時に保育室を設けていることを積極的にＰＲした。	保育を利用しやすいようにチラシ等でＰＲした。	23	講座内容と照らし合わせながら開催日時等にも配慮する。
			② **男女が参加しやすい活動環境づくりの呼びかけ**	生涯学習課	人権問題講演会、家庭教育学級合同講演会等の開催に当たっては、保育室の設置に努めた。 保育ボランティアの登録・利用促進に努めた。	講演会等の開催時に保育室の設置に努めた。	25	引き続き保育ボランティアバンクの充実に努める。
			③ **（再掲）各種団体等に向けての啓発活動**	公民館	公民館で活動しているサークルの紹介や各種団体・関係各課からの催事案内の掲示、情報資料等の提供を行った。（市内６公民館）	各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	20	継続して実施する。
	3 事業所の実態把握と協力依頼	① 市内事業所の男女平等実態の把握	① **「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施**	人権庶務課	市内事業所（従業員10人以上）を対象にアンケートを実施した。（150事業所） 働く女性100人に対する聞き取り調査を実施した。	事業所を業種別に分けたアンケート集計を行い、事業所の業種別実態をより把握しやすいよう配慮した。新たに、働く女性１００人に対する聞き取り調査を行い現状を把握することができた。	20	アンケートを送付する事業所の最新データの把握。働く女性に対するアンケート方法を工夫する。
		② 職場や就業上での男女平等についての情報提供	① **事業所向け情報提供**	人権庶務課	事業所アンケート送付に併せ、男女平等推進情報を送付した。	事業所アンケート送付及び結果報告と併せ、市や県の男女平等推進情報の提供を行い、事業所の男女平等推進を啓発した。	20	事業所に情報を提供する機会増加の検討。
			② **事業所向け啓発セミナー開催への支援**	産業振興課	国・県等の作成パンフレット等資料の設置配布等情報の提供	資料設置場所を見やすくする等環境を整える。	22	資料設置場所を見やすくする等環境を整える。 事業所等との連携。
		③ 市内事業所へ男女格差改善の協力要請	① **事業所への男女格差改善の情報提供と協力要請**	人権庶務課	事業所アンケート送付に併せ、男女平等推進情報を同封し、男女格差改善の協力を要請した。	男女共同参画関係資料も同封し、事業所への男女格差改善の協力を促した。	19	事業所への有効な男女格差改善の啓発方法の検討。
	4 積極的格差是正措置の具体化の推進	① 積極的格差是正措置について調査研究、情報提供の推進	① **男女共同参画推進状況調査の実施**	人権庶務課	様々な分野の男女共同参画状況について調査し、統計データとして年次報告書に掲載した。	政策や方針の立案・決定への男女共同参画の状況について年次的変化を含めて調査・検証しデータ化することで、積極的格差是正措置の必要性が明らかとなるよう配慮した。	22	調査結果を年次報告書だけでなく、「広報あさか」やホームページ「ふれあいネットアサカ」などにも掲載し、啓発を促していく。
			② **（再掲）国内外の男女平等に関する問題の調査研究**	人権庶務課	国、県等が開催する研修会、研究会等へ職員が積極的に参加した。また、日本女性会議に公募市民である女性3人と職員1人を派遣し、男女平等問題についての見識を深めるとともに報告書を作成し広報を行った。 日常的に男女平等に関する動向把握に努め、情報紙等に情報を掲載した。	男女平等をめぐる国内外の動向の日常的な把握に努め、広報や個別の質問への対応など必要に応じた情報提供を行った。	23	国内外の男女平等をめぐる動向を収集し、分かりやすく情報提供していく。
		② 市内事業所へ積極的格差是正措置実施の呼びかけ	① **積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知**	人権庶務課	積極的格差是正措置をとっている事業所情報の紹介や事業所へ男女平等推進顕彰応募用紙の送付を実施した。	事業所の積極的格差是正措置状況を紹介したり、顕彰の応募用紙を送付することで男女平等の推進をより促すようにした。	21	的確な事業所情報の把握。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	具体的配慮内容	自己採点数	今後の課題・見直しの方策
５ 男女の自己実現支援	１ 多様なライフコースの選択を支援する体制づくり	① 多様なライフコースの選択支援専用サイトの作成	① **多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供**	全庁（市政情報課）	ホームページ「ふれあいネットアサカ」更新委託　642,600円 「あさか女男(ひと)の輪サイト　男女平等をすすめよう」ページを充実 関連リンクを充実させ、情報提供のボリュームアップを図った。	ホームページの記述、イラストなど性別による固定的役割分業意識に捉われないように配慮した。	23	今後も継続して配慮していく。
				全庁（生涯学習課）	ホームページの「ようこそ！朝霞の生涯学習へ」のページの充実を図った。	情報量の充実や体系的でわかりやすい情報提供に配慮した。	25	引き続きホームページによる分かりやすい情報提供の方法を検討する。
				全庁（公民館）	市民からの窓口や電話等での相談・問い合わせについて、広報や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づいて情報を提供するとともに、関係各課からの資料・チラシ・ポスター等を掲示・設置し、情報提供を行った。（市内６公民館）	各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	20	継続して実施する。
		② 自己実現を支援する学習機会の充実	① **男女の自己実現支援に関わる学習機会の調整**	人権庶務課	生涯学習課や各公民館、その他関連課及び関係団体との共催事業企画を軸とした調整を行う。	「あさか女と男セミナー」や「男女平等推進情報紙そよかぜ」の内容については市民公募委員との協働で企画し、適切な人材活用がなされたと思う。	23	関係課所への継続的な情報の提供と企画調整。
			② **自己実現を支援する学習機会の充実**	生涯学習課	多様化するライフコースの選択に配慮した学習機会と学習情報の提供の一環として、家庭教育学級合同講演会を開催した。 10月21日「子どものやる気を育てる!!～学力を伸ばす家庭のルール～」汐見　稔幸　氏	多様化するライフコースの選択を支援する講座等の開設に努めた。	25	引き続き学習支援制度の周知と利用促進、市民ニーズに合ったテーマの設定等に努める。
			③ **（再掲）市民企画講座奨励・支援**	生涯学習課	市民企画講座補助金　12団体	地域の実情に即した、市民の創意による市民企画講座が実施できるよう支援した。	25	引き続き学習の成果を市の生涯学習の推進につなげる。
			④ **（再掲）各種団体等に向けての啓発活動**	公民館	公民館で活動しているサークルの紹介や各種団体・関係各課からの催事案内の掲示、情報資料等の提供を行った。（市内６公民館）	各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	20	継続して実施する。
		③ 多様なライフコースの選択を侵害する行為を見過ごさない意識と体制づくり	① **（再掲）男女平等苦情処理委員等の周知**	人権庶務課	男女平等苦情処理委員や人権擁護委員等の制度、活用について、ホームページ「ふれあいネットアサカ」や「広報あさか」を通じて周知するとともに研修会、パネル展等の開催時にパンフレット、リーフレットを配布し、周知を図った。	ホームページ「ふれあいネットアサカ」に「さいたま法務局ホームページ」をリンクさせるなど、人権擁護委員の活用や法的救済制度の周知を図った。また、研修会、パネル展等でパンフレット等を配布し、周知を図った。	23	今後も引き続き配慮していく。
			② **（再掲）人権問題講演会等の開催**	生涯学習課	・人権問題講演会　10月１６日「報道と人権」 河野　義行　氏 ・市民人権教育研修会 ６月１８日「外国人から見た日本の人権」 ドゥエル・ベーリ　氏 ６月２５日「子どもの人権について」松本和子 氏 ７月２日「人権全般の概論的内容及び県民運動研修の概要について」　吉田　幸司 氏 ・企業人権教育研修会 １１月２０日「企業と人権について①」 １１月２５日「企業と人権について②」 吉田　幸司 氏 ・人権教育講座（４公民館） ＊保育実施	市民の人権問題に対する正しい知識と人権尊重の意識を高めるための講演会等を実施した。	25	引き続き現状の課題に沿った講演会、研修会を実施する。
				公民館	「人権教育講座」開催。（４公民館） 内容：「裁判員制度にみる人権～安心して参加するために～」（中央公民館）・「わたしのふるさと」（東朝霞公民館）・「子どもの人権と特別支援教育」(西朝霞公民館)・「介護と人権～介護にも自分の心にも余裕といたわりを～」（内間木公民館）	子どもや高齢者の人権等、幅広いテーマで開催した。また、東朝霞公民館及び内間木公民館では一時保育を実施し、子育て中の市民の参加へ配慮した。	20	継続して実施する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	具体的配慮内容	自己採点数)	今後の課題・見直しの方策
5 男女の自己実現支援	2 家庭と職業・地域活動の両立支援	① 重点P 家庭と職業の両立支援	① **両立支援情報の提供**	人権庶務課	関連パンフレット等の配布 「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」、「男女平等推進情報紙そよかぜ」に情報掲載。	男女共同参画の視点からの両立支援情報を提供した。	22	家庭と職業の両立に関しての多面的な情報提供ができるよう、新たな啓発冊子の発行を行うとともに、広報やホームページへの情報提供の充実に努める。
			② **一般事業主行動計画の実施の促進**	産業振興課	国・県等の作成パンフレットを窓口等に設置、配布した。	資料設置場所を見やすくする等環境を整えた。	22	商工会等関係機関との連携。
			③ **育児休業制度・介護休暇制度の普及・啓発**	産業振興課	国・県等の作成パンフレットを窓口等に設置、配布した。	資料設置場所を見やすくする等環境を整えた。	22	商工会等関係機関との連携。
			④ **子育て環境の整備**	子育て支援課	・ファミリーサポートセンターの充実 …活動回数　平成20年度　2,274回 ・放課後児童クラブ事業の実施 ・保育事業の実施 ・保育園建設 ・児童館事業の実施…当初予定した事業の実施を行うことができた。 ・児童館の整備…（仮称）ひざおり児童館を平成21年度開館に向け、準備中。	ファミリーサポートセンター入会説明会とは別に、随時入会できるよう個別説明会を開催した。（116回）	23	実施事業に対する評価を行い、後期計画（22年度～26年度）の策定の参考とする。
		② 地域活動の情報提供	① **（再掲） 地域活動への男女共同参画の推進**	人権庶務課	「地域活動と男女共同参画」の視点での情報提供として、啓発リーフレット「Let`sチャレンジ」や「朝霞市は男女平等を進めています」を、自治会連合会の総会時や講座等の機会に配布したほか、各公共施設に設置し啓発を行った。	町内会、自治会向けに男女共同参画を促す内容の入ったリーフレットを連合会総会時に配布した。	23	多様な周知方法の検討。
			② **地域活動情報の収集・提供**	生涯学習課	・生涯学習ガイドブック「コンパス」発行 （年1回、50ページ） ・「広報あさか」に毎月「ようこそ！あさかの生涯学習へ」のページ(月2回 各号4ページ以上)に情報を掲載する。	多様化するライフスタイルとライフステージに合った学習機会と、時代に即した学習情報の提供に努めた。	25	引き続き市民のニーズに合った情報収集に努める。
				公民館	公民館活動（サークル活動）希望者や、既存サークルへの参加希望者からの窓口相談や電話問い合わせに対応した。また、各種団体や関係各課からの催事案内の掲示や情報資料等の設置・配布を実施した。	公民館において地域活動活発化を図るため、問い合わせに対して、適切な情報提供を心掛けた。また、各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	20	継続して実施する。
		③ 男女がともに地域活動しやすい環境づくり	① **市民センターの充実**	地域づくり支援課	指定管理者との連絡調整を図り、利用者の意見が反映されるような施設運営を行った。 ・連絡調整会議を毎月、年12回開催し、調整を図った。 市民センターのＰＲ ・「広報あさか」に年2回掲載 ・ホームページ「ふれあいネットアサカ」に通年掲載。今後、ホームページの充実を図る。 施設利用率:19年度 53%　20年度 50.4%	老若男女、すべての利用者に対し、利用しやすい環境を整備する。	19	利用率がさらに伸びるよう、施設の利便性向上と「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」でのＰＲを図る。
			② **社会教育活動しやすい環境づくり**	公民館	社会教育活動の場としての環境整備のため、各公民館の施設修繕工事や備品購入を実施した。 ・主な修繕・工事内容 南側・東側建物塗装修繕（中央公民館） 階段手摺取り付け修繕・建物耐震診断（東朝霞公民館） 外部廊下防水修繕（西朝霞公民館） 講堂修繕（南朝霞公民館） 外掲示板修繕（北朝霞公民館） 第二駐車場整備（内間木公民館） ・主な備品購入内容 ベビーキープ（中央公民館） ブックポスト（南朝霞公民館） 卓球台（北朝霞公民館）	各公民館において施設の修繕及び、備品購入を行った。修繕・工事に際しては安全面に最善の注意を払うとともに、休館日に実施する等日程も考慮し、利用者への便宜を図った。	20	各公民館ともに施設や備品の老朽化が進んでいるため、年次計画等に基づき、施設維持管理や備品の充実に努めていく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	具体的配慮内容	自己採点数	今後の課題・見直しの方策
5 男女の自己実現支援	3 **働く場での男女共同参画の促進**	① 男女格差がない職場づくりの促進	① **雇用・就労に関わる法制度の周知**	産業振興課	雇用・就労に関わるパンフレット等資料を窓口等に設置するとともに、県等の労働機関や商工会に依頼し、啓発資料の配布等を実施した。	資料設置場所を見やすくする等環境を整えた。	22	県等の労働機関及び商工会との連携強化 商工会職員に向けた男女平等意識の周知
			② **雇用の場における男女平等の啓発**	産業振興課	関係するパンフレット等資料を窓口等に設置するとともに、県等の労働機関や商工会に依頼し、啓発資料の配布等を実施した。	資料設置場所を見やすくする等環境を整えた。 県等の労働機関及び商工会との連携強化。	22	県等の労働機関及び商工会との連携強化 商工会職員に向けた男女平等意識の周知
			③ **事業所への男女格差改善の協力要請**	人権庶務課	事業所アンケート送付に併せ、男女平等推進情報を同封し、男女格差改善の協力を要請。	男女共同参画資料も同封し、事業所への男女格差改善の協力を促した。	19	事業所への有効な男女格差改善の啓発方法を検討する。
		② 多様な就業形態における就業環境の改善	① **自営業における男女平等についての情報提供**	産業振興課	国・県等の作成パンフレットを窓口等に設置、配布した。	資料設置場所を見やすくする等環境を整えた。	22	資料設置場所を見やすくする等環境を整える。
			② **多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知**	産業振興課	パートタイム労働、派遣労働、在宅ワークなど、多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインのパンフレット等資料を窓口等に設置し情報を提供した。	資料設置場所を見やすくする等環境を整えた。	22	資料設置場所を見やすくする等環境を整える。
				人権庶務課	パンフレット等を市民の目にふれやすい場所に設置し、周知した。	働く場での男女共同参画が促進されるような情報提供。	21	多様な就業形態に関係した情報を整理し、啓発冊子等にまとめて情報提供を行う。
		③ 男女平等のモデル職場づくり	① **「男女平等推進プロジェクトチーム」を設置・推進**	人権庶務課	男女平等推進庁内連絡会議幹事会を庁内における男女平等推進のプロジェクトチームとして位置付けし、庁内男女平等推進指針の周知を図ったほか、市民意識調査の結果分析、実施計画見直し、策定を実施した。	幹事会体制の強化を図り、職員自らが積極的に男女平等を推進する体制作りを行い、また、職員の意識を掘り下げることで問題点を明らかにし、男女平等の推進強化を促すことができた。	25	庁内における男女平等の具体的な推進方法を検討する。
				職員課	人権庶務課主体で「朝霞市男女平等推進庁内連絡会議幹事会」を庁内における男女平等の推進プロジェクトチームとし、男女平等を推進した。	「朝霞市男女平等推進庁内連絡会議幹事会」を庁内における男女平等の推進プロジェクトチームとする。	20	今後も協力して推進する。
	4 **能力開発と活動支援**	① 重点P 女性の能力開発支援	① **職業能力開発の情報提供**	産業振興課	県等の労働機関での再就職のための資格取得講座のパンフレット等資料の窓口への設置、配布や広報等による情報提供をした。	資料設置場所を見やすくする等環境を整えた。	22	資料設置場所を見やすくする等環境を整える。
			② **起業支援**	産業振興課	起業家育成セミナーの開催　（4回開催） 起業育成相談業務の実施　（20件） 起業家育成資金融資制度の実施　（2件） 埼玉県創業ベンチャー支援センターと連携し、セミナー共催や起業訪問を実施	市内で起業を目指す方へ、きっかけ作りから開業及びその後のトータル的な支援を行った。	24	今後も引き続き配慮していく。
			③ **再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催**	産業振興課	・(財)２１世紀職業財団の発行する刊行物の窓口設置及び同財団の講演会の周知等情報の提供 ・朝霞公共職業安定所の発行する求人情報の掲出（1階市民ホール）及びホームページ「ふれあいネットアサカ」への掲載 ・彩の国就職支援プラザとの共催による就職支援講座の実施 ・雇用・能力開発機構との共催による就職活動セミナー、就職相談及びパソコンセミナーの開催	資料設置場所を見やすくする等環境を整えた。	22	労働機関等との連携の強化
			④ **女性の能力開発を支援する学習情報の提供**	生涯学習課	市民企画講座…12団体へ補助金交付 学校開放講座…12講座の実施 生涯学習ボランティア体験教室…18講座の実施等を通じて情報提供を行った。	多様化するライフスタイルに合った学習機会の情報提供に配慮した。	25	時代に即した市民のニーズの把握
			⑤ **能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供**	公民館	関係団体・各課からの学習情報冊子の設置・配布やパンフレット類の掲示・配布。施設利用依頼による開催場所（部屋）や器材の貸し出しを行った。（市内6公民館）	関係団体へは公民館活動サークルとして登録した上で、活動場所（部屋）や器材の貸し出しを行った。また、関係各課が実施する講座に際し、優先的に会場を提供し、ポスター等の掲示を行った。	20	継続して実施する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績	具体的配慮内容	自己採点数)	今後の課題・見直しの方策
5 男女の自己実現支援	4 能力開発と活動支援	② 自己実現に向けた活動支援	① **起業家研修講座補助金支援（次世代育成支援行動計画）**	産業振興課	・補助金制度の広報 ・起業を目指す者を対象に開催される講座・セミナーの周知	市内で起業を目指す方へ、きっかけ作りから開業及びその後のトータル的な支援を行った。	22	他の起業家支援と組み合わせた起業支援としてトータルサポートを実施
			② **（再掲）起業支援**	産業振興課	起業家育成セミナーの開催（4回開催） 起業育成相談業務の実施　（20件） 起業家育成資金融資制度の実施　（2件） 埼玉県創業ベンチャー支援センターと連携し、セミナー共催や起業訪問を実施	市内で起業を目指す方へ、きっかけ作りから開業及びその後のトータル的な支援。	24	今後も引き続き配慮していく。
			③ **地域福祉基金による補助金支援**	福祉課	福祉団体の育成、福祉の増進を図るための福祉団体に補助金を交付　（実績　24団体） 6月広報　8月交付決定	福祉に関する団体には女性が多いことから、より活動が活性化されるよう事業を継続していく。	16	今後も事業を継続し、女性の地域参加に寄与していく。
		③ ネットワークの構築支援	① **団体等の情報提供と交流の促進**	生涯学習課	新規登録者の発掘と利用促進、制度の周知を図った。 登録者数　８０人（H20.4.1現在） 生涯学習ボランティアバンク登録者が講師となり、様々な知識や経験、優れた技術や技能を「体験教室」として開催した。 １８講座　参加者数　３１６人	体験教室を通じ、参加者の交流を図り、学びのネットワークづくりに配慮した。	25	今後も講師の交流、参加者の交流が盛んになるよう努める。
			② **団体等の情報提供**	公民館	「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」に講座・講演の開催やサークル情報を掲載し、通知するとともに、市民からの窓口や電話等での相談・問い合わせに対応した。 また、関係各課からの依頼を受け、資料・チラシ等を設置した。（市内６公民館）	各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。また、市民からの問合わせには、これら各種団体や関係各課からの資料や「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づき情報提供した。	20	継続して実施する。
		④ **重点P** 推進拠点づくりに関する調査・研究の推進	① **検討会への協力**	政策企画室	平成20年度においては検討会が未設置のため、事業を実施していない。	拠点づくりに関する検討会未設置	5	現在、検討会未設置であるが、推進拠点づくりを広い視点で見据え、今後の可能性についての研究に協力していく。
			② **推進拠点の整備**	人権庶務課	今後の市の施設等建設に関する動向を注視し、調査・研究を行った。	男女平等の推進とともに男女の能力開発や多様な活動が支援される拠点の構築に向けた調査・研究。	23	今後の市の施設等建設に関する動向を注視。
				生涯学習課	推進拠点の調査・研究を行った。	学びや集いの場としての男女平等推進拠点の調査・研究	10	現状の把握と課題の抽出が必要

別表1　女性委員の登用率の現状値　　平成21年3月末日現在

（人）

	設置根拠	名　　称	課　名	男性	女性	計
1	法必	本庁舎衛生委員会	職員課	7	2	9
2	法必	防災会議	危機管理課	36	0	36
3	法必	固定資産評価審査委員会	課税課	3	0	3
4	法必	民生委員推薦会	福祉課	11	3	14
5	法必	介護給付費の支給の関する審査会	福祉課	5	5	10
6	法必	介護認定審査会	長寿はつらつ課	24	16	40
7	法必	国民健康保険運営協議会	保険年金課	17	1	18
8	法必	教育委員会	教育総務課	3	2	5
9	法必	公平委員会	選挙管理委員会事務局	2	1	3
10	法必	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	2	2	4
11	法必	農業委員会	産業振興課	19	2	21
12	法任	環境審議会	環境保全課	12	3	15
13	法任	廃棄物減量等推進審議会	資源リサイクル課	6	4	10
14	法任	都市計画審議会	都市計画課	10	0	10
15	法任	下水道審議会	下水道課	9	4	13
16	法任	水道審議会	水道経営課	10	3	13
17	法任	青少年問題協議会	生涯学習課	16	5	21
18	法任	スポーツ振興審議会	スポーツ課	13	2	15
19	法任	博物館協議会	博物館	6	4	10
20	法任	公民館運営審議会	中央公民館	9	6	15
21	法任	図書館協議会	図書館	3	4	7
22	条例	公務災害補償等認定委員会	職員課	5	0	5
23	条例	男女平等推進審議会	人権庶務課	4	8	12
24	条例	男女平等苦情処理委員	人権庶務課	1	1	2
25	条例	情報公開・個人情報保護審査会	市政情報課	2	1	3
26	条例	情報公開・個人情報保護審議会	市政情報課	6	4	10
27	条例	総合福祉センター運営協議会	福祉課	6	7	13
28	条例	児童館運営協議会	子育て支援課	4	6	10
28	条例	緑化推進会議	都市計画課	13	2	15
30	条例	開発事業等の手続及び基準等に関する条例制定検討委員会	建築課	9	3	12
31	条例	学校給食運営審議会	学校給食課	8	6	14
32	条例	コミュニティセンター運営審議会	コミュニティセンター	4	4	8

	設置根拠	名　　称	課　名	男性	女性	計
33	規則	老人ホーム入所判定委員会	長寿はつらつ課	4	0	4
34	規則	保育園運営審議会	子育て支援課	3	11	14
35	規則	社会教育委員会議	生涯学習課	12	3	15
36	規則	文化財保護審議委員会議	文化財課	8	0	8
37	要綱	総合振興計画進行管理委員会	政策企画室	7	3	10
38	要綱	市民協働指針策定委員会	政策企画室	6	4	10
39	要綱	広報モニター会議	市政情報課	4	8	12
40	要綱	国際化指針策定委員会	地域づくり支援課	6	4	10
41	要綱	朝霞ブランド選定委員会	産業振興課	5	0	5
42	要綱	リサイクル推進員連絡会議	資源リサイクル課	101	77	178
43	要綱	一般廃棄物処理業務に係る専門委員会	資源リサイクル課	3	2	5
44	要綱	地域福祉計画推進市民委員会	福祉課	7	8	15
45	要綱	地域福祉計画進行管理委員会	福祉課	4	3	7
46	要綱	障害者プラン推進委員会	福祉課	14	12	26
47	要綱	障害者自立支援協議会	福祉課	11	6	17
48	要綱	高齢者保険福祉計画推進会議	長寿はつらつ課	11	5	16
49	要綱	地域包括支援センター運営協議会	長寿はつらつ課	8	2	10
50	要綱	地域密着型サービス運営委員会	長寿はつらつ課	8	2	10
51	要綱	あさか子どもプラン推進委員会	子育て支援課	7	14	21
52	要綱	要保護児童対策地域協議会（実務者会議）	子育て支援課	11	14	25
53	要綱	要保護児童対策地域協議会（代表者会議）	子育て支援課	11	6	17
54	要綱	育成協議会	子育て支援課	3	16	19
55	要綱	育成保育審査委員会	子育て支援課	2	16	18
56	要綱	健康まつり実行委員会	健康づくり課	7	2	9
57	要綱	あさか健康プラン２１推進委員会	健康づくり課	8	10	18
58	要綱	市内循環バス検討委員会	道路交通課	6	2	8
59	要綱	教育行政施策評価会議	教育総務課	14	0	14
60	要綱	O-１５７等食中毒予防対策委員会	教育管理課	21	3	24
61	規程	健康づくり推進協議会	健康づくり課	13	1	14
62	規程	就学支援委員会	教育指導課	23	13	36
合計				633 (63.9 %)	358 (36.1 %)	991 (100%)

【男女平等推進に関する事業所アンケート集計表】（比率）

〔＊平成20年6月実施。従業員10人以上の市内事業所を抽出〕

事業所業種別件数

（件）

業種	卸売・小売業	製造業	サービス業	建設業	金融・保険業	情報通信業	不動産業・福祉・医療等	合計
送付数	25.33%	13.33%	23.33%	22.67%	5.33%	2.00%	8.00%	150

アンケート回収率	送付件数	回収件数	回収率
	150件	56件	37.33%

1．募集・採用について

従業員構成

全従業員 男性平均比率	全従業員 女性平均比率	内パート・アルバイト 男性平均比率	内パート・アルバイト 女性平均比率	内パート・アルバイト
66.70%	33.30%	20.69%	79.31%	30.48%

募集方法

	いる	いない	無回答
男女の機会均等が図られていますか。	87.50%	8.93%	3.57%
女性の積極的な募集について工夫している点がありますか。	26.79%	69.64%	3.57%

選考状況

	いる	いない	無回答
面接時に結婚の予定等、職務能力に特に関係のない事項について質問しないことを徹底していますか。	85.72%	10.71%	3.57%
面接・選考担当者の中に女性を登用していますか。	44.64%	51.79%	3.57%

工夫点

・女性社員の仕事風景の写真を掲載している　・必要ないから　・業種が女性向だから　・営業者募集時に男性に限るとはしていない　・「昼間、短い時間の勤務も可」など　・パート、アルバイトに対する社員登録制度あり　・子育てしやすい職場の環境づくり　・現在男性従業員のみ、女性の募集予定なし　・募集時は男女問わずとなっている。　・現場管理にも女性を登用　・子どもがいても大丈夫　・女子大においても会社説明会を実施　・育児休暇等　・職種に捉われない人事評価制度の導入　・女性の募集広告の掲載　・ハローワークで募集男女の区別をしていない

2.登用について

職階別男女比率

管理職等の数 全体平均	男	女
12.26人	11.69人	5.70人
	95.34%	4.66%

配置状況

最近3年間で女性の管理職は増えましたか。	増えた	増えない
	8.90%	91.10%

	いる	いない
本人の能力と適性にあわせた配置・職務分担を行っていますか。	98.21%	1.79%
社員の配置希望について、自己申告制度や、公募制度等を活用していますか。	35.71%	62.50%

人事評価

	いる	いない
昇進・昇格にあたり、男女同一に成果や能力で評価するようにしていますか。	92.86%	7.14%
昇進・昇格試験等を女性に積極的に奨励していますか。	60.71%	37.50%

育成

	いる	いない
男女ともに研修への案内・実施がなされていますか。	85.71%	14.29%
女性が会議や打ち合わせ等に参加していますか。	94.64%	3.57%
男女ともに同じように育成するという考えのもとに仕事を与えていますか。	92.85%	5.36%

3. 継続就業について

男女別平均勤続年数	退職状況		育児休業制度			
全体平均	女性に対して、結婚、妊娠又は出産を理由とする退職勧奨を行っていますか。		就業規則等に育児休業制度の規定がありますか。	ある	ない	無回答
				69.64%	30.36%	0.00%
11.74年	いる	いない	育児休業を取得できる対象	男女とも	女性のみ	規定なし
	0.00%	98.21%		55.36%	14.28%	30.36%
男平均	女性が結婚、妊娠又は出産した場合に、職場で働きにくくなるような雰囲気・慣行がありますか。		育児休業期間	子が1歳に達する日まで	その他	規定なし
				55.36%	14.28%	30.36%
12.58年	ある	ない	育児休業制度利用者数（過去3年間）	全体	男性	女性
	7.14%	91.07%		126人	0.79%	99.21%
女平均	女性の継続就業に関する啓発を行っていますか。		育児のための短時間勤務制度やフレックスタイム制度等がありますか。	ある	ない	無回答
				53.57%	42.86%	3.57%
10.36年	いる	いない	育児をする従業員のために配慮していることがありますか。	ある	ない	無回答
	60.72%	35.71%		46.43%	50.00%	3.57%

介護休業制度

				工夫点
就業規則等に介護休業制度の規定がありますか。	ある	ない		・いつでも相談出来るような窓口が本社（総務部）にある。・短時間勤務体制の導入。・半休制度の利用促進。・本人の希望により、シフト調整や勤務時間の短縮など。・短時間制度。・転勤時の配慮や業務負担により工数負荷の削減。・勤務時間の短縮。・申し出があれば対応。・今までに、要介護の家族有の従業員がいなかった。・制度利用の案内等。・勤務に対する要望（休み）に応えるように配慮してい
	57.14%	42.86%		
介護休業を取得できる対象	男女とも	女性のみ		
	62.50%	0.00%		
介護休業期間（1人の家族につき）	最長3ヶ月まで	その他		
	30.35%	26.78%		
介護休業制度利用者数（過去3年間）	全体	男性	女性	
	5人	0%	100%	
介護のための短時間勤務制度やフレックスタイム制度等がありますか。	ある	ない		
	37.50%	58.93%		
介護をする従業員のために配慮していることがありますか。	ある	ない		
	25.00%	69.65%		

工夫点

・いつでも相談出来るよう窓口が本社（総務部）にある。・短時間勤務体制の導入。・半休制度の利用促進など。・本人の希望により、シフト調整。・勤務地が近い店舗へ異動。・有休・半日有休をとりやすい環境にしている。・学校行事等の優先。フレックス制を導入（朝遅く、帰りは早く）。・残業で帰宅が遅くならないように配慮している。・他の従業員と業務を分担することにより、工数負荷を減らしている。・就業時間の融通、一時帰宅等。・勤務時間の短縮。・定時に帰れるように配慮し、子供の行事などでの休みを認めている。・子が病気等の場合（または行事）優先的に臨機応変に対応している。3歳までは短時間勤務制度。・子育てのための休業は優先している（特に女性に対して）。・希望する場合は、所定労働時間を越えて労働させない借置を講ずる。・制度利用の案内等。・病院等の予約優先。・授乳等の帰宅の配慮。

4. 環境整備について

社内慣行の実態把握

お茶くみ、掃除、雑用などを女性の仕事ということで女性のみにさせていませんか。	いる	いない
	5.36%	92.85%
女性を「女の子」と呼ぶなど、一人前として扱わないような雰囲気はありませんか。	ある	ない
	7.14%	91.07%
女性にのみ制服着用を義務付けていませんか。	いる	いない
	8.93%	89.28%

セクハラに対する意識把握

セクシュアル・ハラスメント防止に関する会社の基本姿勢を社内規定等で定め、従業員に明示していますか。	いる	いない
	53.57%	44.64%
セクシュアル・ハラスメントの相談窓口の設置や相談員の配置等を行っていますか。	いる	いない
	42.86%	55.35%
セクシュアル・ハラスメントに関する研修等を行っていますか。	いる	いない
	30.36%	67.85%
セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発を社内報やパンフレット等の配布を通じて行っていますか。	いる	いない
	42.86%	55.35%

5. 男女平等に関する特記事項について

・男女平等、正社員とパートタイマーが平等でないとやって行けない業種なので、特別な取組みはありませんが、結果的に平等になっていると思います。・当社は、家庭的な環境の中で業務をし、毎朝の打ち合わせで確認（各自）特別な男女平等などについて、思ったことはありません。もともと平等とは、男・女は肉体的にも違うと思うので仕方ない。平等定義は出来ないと思うけど・特に取組みはないが、お茶入れは事務所にいる人で行い、掃除はその場所で分担。・会社内でのセクハラ等は、開業以来ないため、社内では特に話し合うことはありません。セクハラという事態あってはならないことである。・看護休暇制度、社員・スタッフ間転換制度、JOBリターン制度の導入等、ダイバーシティマネジメントを促進する観点から種々の取組みを行っている。

【男女平等推進に関する事業所アンケート集計表】（件数）

〔＊平成20年6月実施。従業員10人以上の市内事業所を抽出〕

事業所業種別件数

（件）

業種	卸売・小売業	製造業	サービス業	建設業	金融・保険業	情報通信業	不動産業・福祉・医療等	合計
送付数	38	20	35	34	8	3	12	150

アンケート回収率	送付件数	回収件数	回収率
	150件	56件	37.33%

1．募集・採用について

従業員構成

	男性平均比率	女性平均比率
全従業員	66.70%	33.30%
内パート・アルバイト 30.48%	20.69%	79.31%

募集方法

	いる	いない	無回答
男女の機会均等が図られていますか。	49	5	2
女性の積極的な募集について工夫している点がありますか。	15	39	2

選考状況

	いる	いない	無回答
面接時に結婚の予定等、職務能力に特に関係のない事項について質問しないことを徹底していますか。	48	6	2
面接・選考担当者の中に女性を登用していますか。	25	29	2

工夫点

比率集計表と同じ（P.68）

2.登用について

職階別男女比率

管理職等の数

全体平均	男	女
12.26人	11.69人	5.70人
	95.34人	4.66%

配置状況

		いる	いない
最近3年間で女性の管理職は増えましたか。	本人の能力と適性にあわせた配置・職務分担を行っていますか。	55	1
増えた 5 / 増えない 51	社員の配置希望について、自己申告制度や、公募制度等を活用していますか。	20	35

人事評価

	いる	いない
昇進・昇格にあたり、男女同一に成果や能力で評価するようにしていますか。	52	4
昇進・昇格試験等を女性に積極的に奨励していますか。	34	21

育成

	いる	いない
男女ともに研修への案内・実施がなされていますか。	48	8
女性が会議や打ち合わせ等に参加していますか。	53	2
男女ともに同じように育成するという考えのもとに仕事を与えていますか。	52	3

3. 継続就業について

男女別平均勤続年数	
全体平均	11.74年
男平均	12.58年
女平均	10.36年

退職状況

女性に対して、結婚、妊娠又は出産を理由とする退職勧奨を行っていますか。	
いる	いない
0	55

女性が結婚、妊娠又は出産した場合に、職場で働きにくくなるような雰囲気・慣行がありますか。	
ある	ない
4	51

女性の継続就業に関する啓発を行っていますか。	
いる	いない
34	20

育児休業制度

就業規則等に育児休業制度の規定がありますか。	ある	ない	無回答
	39	17	0

育児休業を取得できる対象	男女とも	女性のみ	無回答
	31	8	17

育児休業期間	子が1歳に達する日まで	その他	無回答
	31	8	17

育児休業制度利用者数（過去3年間）	全体	男性	女性
	126	1	125

育児のための短時間勤務制度やフレックスタイム制度等がありますか。	ある	ない	無回答
	30	24	2

育児をする従業員のために配慮していることがありますか。	ある	ない	無回答
	26	28	2

介護休業制度

就業規則等に介護休業制度の規定がありますか。	ある	ない
	32	24

介護休業を取得できる対象	男女とも	女性のみ
	32	0

介護休業期間（1人の家族につき）	最長3ヶ月まで	その他
	17	15

介護休業制度利用者数（過去3年間）	全体	男性	女性
	5人	0人	5人

介護のための短時間勤務制度やフレックスタイム制度等がありますか。	ある	ない
	21	33

介護をする従業員のために配慮していることがありますか。	ある	ない
	14	39

工夫点

比率集計表と同じ（P.69）

比率集計表と同じ（P.69）

4. 環境整備について

社内慣行の実態把握

お茶くみ、掃除、雑用などを女性の仕事ということで女性のみにさせていませんか。	いる	いない
	3	52

女性を「女の子」と呼ぶなど、一人前として扱わないような雰囲気はありませんか。	ある	ない
	4	51

女性にのみ制服着用を義務付けていませんか。	いる	いない
	5	50

セクハラに対する意識把握

セクシュアル・ハラスメント防止に関する会社の基本姿勢を社内規定等で定め、従業員に明示していますか。	いる	いない
	30	25

セクシュアル・ハラスメントの相談窓口の設置や相談員の配置等を行っていますか。	いる	いない
	24	31

セクシュアル・ハラスメントに関する研修等を行っていますか。	いる	いない
	17	38

セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発を社内報やパンフレット等の配布を通じて行っていますか。	いる	いない
	24	31

5. 男女平等に関する特記事項について

比率集計表と同じ（P.69）

働く女性１００人へのアンケート調査（男女平等に関する事業所の実態調査）集計表

【平成21年2月から3月まで、事業所アンケートに回答のあった事業所の内、当アンケート受け入れ可の事業所等に調査】

1　事業所名

		人数（構成比(%)とイコール）
1	記述有り	28
	無回答	72
計		100

2　業種

		人数（構成比(%)とイコール）
1	卸売・小売業	26
2	製造業	7
3	サービス業	17
4	建設業	1
5	金融・保険業	14
6	情報通信業	1
7	その他	34
	無回答	0
計		100

3　年齢

		人数（構成比(%)とイコール）
1	１０代	1
2	２０代	8
3	３０代	12
4	４０代	39
5	５０代	28
6	その他	12
	無回答	0
計		100

4　年数別表

		人数（構成比(%)とイコール）
1	１年未満	11
2	１年～５年	39
3	６年～１０年	25
4	１１年～２０年	15
5	２０年以上	10
計		100

5　雇用形態

		人数（構成比(%)とイコール）
1	正規職員	20
2	パート・アルバイト	72
3	その他	7
	無回答	1
計		100

6　現在の職場は、あなたの能力や適正にあわせた配置・職務分担ですか。

		人数（構成比(%)とイコール）
1	はい	63
2	いいえ	4
3	どちらともいえない	32
	無回答	1
計		100

7　昇進や昇格は男女平等ですか。

		人数（構成比(%)とイコール）
1	はい	40
2	いいえ	12
3	どちらともいえない	48
	無回答	0
計		100

8　結婚・妊娠・出産などに際して、働き続けにくくなるような雰囲気や慣行はありますか。

		人数（構成比(%)とイコール）
1	ある	14
2	ない	49
3	どちらともいえない	37
	無回答	0
計		100

9　お子さんの学校の用事など、子育てに関することでの休みはとりやすいですか。

		人数（構成比(%)とイコール）
1	とりやすい	73
2	とりにくい	10
3	どちらともいえない	17
	無回答	0
	計	100

１０　女性を一人前として扱わないような雰囲気がありますか。

		人数（構成比(%)とイコール）
1	ある	10
2	ない	71
3	どちらともいえない	19
	無回答	0
計		100

１１　セクハラはありますか。

		人数（構成比(%)とイコール）
1	ある	1
2	ない	93
3	どちらともいえない	6
	無回答	0
計		100

<u>コメント</u>

問６から問１１では、「どちらともいえない」と回答した女性が多い。特に、問７「昇進・昇格について」と問８「働き続けにくい雰囲気はあるか」については、「どちらともいえない」とした割合が多くなっている。P.６８からの事業所アンケートでは、女性の登用、配置・職務分担、職場環境について、事業所の回答担当者のほとんどが、「適正に配慮している」「環境は整備されている」としている。

第３部

朝霞市の男女平等推進体制

男女平等推進体制

1 男女平等推進審議会

男女平等推進審議会は、男女平等推進条例第24条により設置されており、男女平等を推進する上で必要な事項を審議します。具体的には、男女平等に関する行動計画策定に当たっての審議や男女平等の推進に関する市の事業等の評価、男女平等に関する施策の実施状況等について公表される報告書の内容等について審議します。審議会は、男女平等の推進に関する活動を行っている者、関係行政機関の職員、知識経験者、公募による市民の委員13人以内をもって組織されます。

【会議の開催状況】

第１回　平成20年５月26日（月）
・平成20年度男女平等推進事業予定について
・男女平等に関する市民意識調査について

第２回　平成20年10月27日（月）
・男女平等に関する市民意識調査結果報告書について

第３回　平成20年11月26日（水）
・年次報告書について

第４回　平成21年１月19日（月）
・男女平等推進行動計画実施計画（平成20年度～平成22年度）について

2 男女平等推進庁内連絡会議

男女平等推進庁内連絡会議は、男女平等推進庁内連絡会議設置要綱により、男女平等推進施策について関係部課相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策を推進するため設置されています。委員は、下記表に掲げる課等の、主に課長級、課長補佐級の職員で組織されています。

政策企画室	
総務部	人権庶務課　職員課　市政情報課
市民環境部	地域づくり支援課　産業振興課
福祉部	福祉課　子育て支援課
健康づくり部	長寿はつらつ課　健康づくり課
都市建設部	都市計画課
水道部	水道経営課
教育委員会	教育指導課　生涯学習課

【会議の開催状況】

第１回　平成20年５月20日（火）
・平成20年度男女平等推進事業予定について
・男女平等に関する市民意識調査について

第２回　平成20年10月14日（火）
・男女平等に関する市民意識調査結果について

第３回　平成20年11月4日（火）
・年次報告書について

第４回　平成20年12月24日（水）
・男女平等推進行動計画実施計画（平成20年度～平成22年度）について

【幹事会の開催状況】

幹事会は、男女平等推進庁内連絡会議の中に位置し、男女平等推進に関する具体的事項を調査、研究するプロジェクトチームとして設置されています。

委員は、政策企画室より１人、各部より２人ずつ選出され、主に係長級、主任の職員で組織されます。

第１回　平成20年４月23日（水）
・男女平等に関する市民意識調査の調査内容について

第２回　平成20年９月25日（木）
・男女平等に関する市民意識調査の結果と考察について

第３回　平成20年10月６日（月）
・男女平等に関する職員意識調査の結果と考察について

第４回　平成20年12月２日（火）
・男女平等推進行動計画実施計画（平成20年度～平成22年度）について

第５回　平成20年12月12日（金）
・男女平等推進行動計画実施計画（平成20年度～平成22年度）について

3 女性総合相談庁内連絡会

女性総合相談庁内連絡会は、女性総合相談庁内連絡会設置要綱により、女性総合相談事業における庁内関係各課所の連絡・連携体制の緊密化を図り、相談者の抱える問題に配慮しつつ、相談事業の円滑な運営を行うために設置されています。委員は、下記表に掲げる課等の担当係職員と女性総合相談員で組織されています。

総　務　部	人権庶務課	男女平等推進係
市民環境部	地域づくり支援課	市民相談係
市民環境部	総合窓口課	総合窓口係
福　祉　部	福祉課	生活援護係
福　祉　部	子育て支援課	子育て支援係
健康づくり部	長寿はつらつ課	高齢者支援係
健康づくり部	健康づくり課	健康支援係
健康づくり部	保険年金課	国民健康保険係
教育委員会	教育管理課	学務係
女性総合相談員		

【会議の開催状況】

平成21年２月４日（水）

・婦人保護の現状とその課題について研修
　（発表者は、子育て支援課婦人保護・相談等担当職員）

・主にDV被害者に対する各課の対応について情報交換

資　料

■朝霞市男女平等推進条例
■朝霞市男女平等推進条例施行規則
■朝霞市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱
■朝霞市女性総合相談庁内連絡会設置要綱
■朝霞市男女平等推進事業評価基準
■朝霞市庁内男女平等推進指針

資料 朝霞市男女平等推進条例

平成15年3月24日公布
朝霞市条例第15号

■ 目次

前文
第1章　総則（第1条―第9条）
第2章　基本的施策（第10条―第17条）
第3章　具体的施策（第18条―第23条）
第4章　朝霞市男女平等推進審議会（第24条―第29条）
第5章　雑則（第30条）
附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、男女平等の実現に向け、国際的にも国内においても様々な取組がなされてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、ドメスティック・バイオレンスが顕在化するなど男女平等の実現には多くの課題が残されている。

国においては、男女共同参画社会基本法が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けている。

朝霞市においては、朝霞市女性行動計画を策定し、市民と行政が一体となり男女平等の推進に努めてきた。

急速な社会環境の変化とともに、多様な生き方を認める社会に変わりつつある現在、朝霞市が豊かで安心できる社会を築いていくためには、地域の特性を踏まえた上、男女が、社会の対等な構成員として認め合い、あらゆる分野に対等に参画できる社会を実現することが重要である。

ここに、私たちは、男女が平等な社会の構築を目指し、その基本理念を明らかにし、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、男女平等の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育における責務を明らかにするとともに、男女平等の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　男女平等　男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、個人として能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、共に責任を担うことをいう。

（2）　積極的格差是正措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（3）　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

（4）　ドメスティック・バイオレンス　配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。）が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的暴力をいう。

（基本理念）

第3条　男女平等の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること及び男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないことを旨として、行われなければならない。

2　男女平等の推進に当たっては、性別による固定的な役割分業意識を解消し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女が個人として能力を発揮できる機会が確保され、多様な生き方ができ、自己の責任に基づく自己決定権が確立されなければならない。

3　男女平等の推進は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4　男女平等の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5　男女平等の推進は、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわりなく、あらゆる差別と暴力を決して許さない社会を構築することを旨として、行われなければならない。

6　男女平等の推進に当たっては、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において主体的にその役割を果たし、及び相互の創意工夫によって互いに協働して、行われなければならない。

7　男女平等の推進に当たっては、男女平等の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協力の下に行われなければならない。

（市の責務）

第4条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の主要な政策として男女平等の推進に関する施策（積極的格差是正措置及び性別による差別的取扱いその他の男女平等の推進を阻害する要因の解消を含む。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2　市は、男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮するものとする。

3　市は、男女平等の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4　市は、国、県及び他の市町村との連携を図るとともに、男女平等の推進に関する施策を効果的に推進するために、市民等と協働するものとする。

5　市は、事業者の男女平等の推進状況を把握するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条　市民は、基本理念にのっとり、男女平等に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女平等の推進に寄与するよう努めなければならない。

2　市民は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女が対等に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2　事業者は、職業生活と家庭生活その他の生活とを両立して行うことができる多様な就業形態に配慮した就業環境の改善に努めなければならない。

3　事業者は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育における責務）

第7条　学校教育その他教育に携わる者は、教育を行うに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

2　何人も、子どもの教育に当たっては、家庭、学校及び地域において、男女が共に積極的に参画するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第8条　何人も、家庭、職場、学校、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第9条　何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分業意識及びセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章　基本的施策

（行動計画）

第10条　市長は、男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2　行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）　総合的かつ長期的に講ずべき男女平等の推進に関する施策の大綱

（2）　前号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関する施策を総合

的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　市長は、行動計画の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、朝霞市男女平等推進審議会に諮問しなければならない。
4　市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
5　市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを図るものとする。
6　第3項及び第4項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（事業等の評価）

第11条　市長は、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴いた上、男女平等の推進に関する市の事業等を評価し、これを公表するものとする。
2　前項の評価は、市長が別に定める評価基準により行うものとする。

（調査研究）

第12条　市は、男女平等の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

（啓発及び人材の育成）

第13条　市は、市民等と共に、男女が対等に参画することができる体制の整備が積極的に行われるよう啓発に努めるものとする。
2　前項に定めるもののほか、市は、市民等と共に、男女平等の推進に関する啓発に努めるものとする。
3　市は、男女平等に関する市民等の理解を深めるために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

（年次報告）

第14条　市長は、男女平等の推進に関する施策の実施状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

（学校教育及び社会教育における措置）

第15条　市は、学校教育及び社会教育において、男女平等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

（市民等への支援）

第16条　市は、男女平等の推進に関する自主的な取組を行う市民等に対し、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

（家庭生活と職業生活等との両立への支援）

第17条　市は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の生活との両立ができるように、子の養育、家族の介護等において必要な支援に努めるものとする。

第3章　具体的施策

（顕彰）

第18条　市は、男女平等の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民等に対し、顕彰を行うものとする。

（積極的格差是正措置）

第19条　市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合において、市民等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。
2　市は、男女平等の推進のため、市の組織運営において個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。
3　市長その他の執行機関は、附属機関を組織する委員その他の構成員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るように努めるものとする。

（総合的な拠点施設の設置）

第20条　市は、男女平等の推進に関する施策を実施し、及び市民等の男女平等の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するよう努めるものとする。
2　市は、前項に規定する拠点施設の設置及び運営に関して広く市民等の意見を聴くものとする。

（ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済の促進）

第21条　市は、県、他の市町村、関係機関及び民間団体と連携し、ドメスティック・バイオレンスの防止及びドメスティック・バイオレンスによる被害者（次項及び第3項において「被害者」という。）の救済の促進を図るものとする。
2　市は、被害者の救済に係る人材の育成及び資質の向上を図るものとする。
3　市は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済を図るため、市民等に対し、必要な支援に努めるものとする。

（性別による権利侵害の防止）

第22条　前条に定めるもののほか、市は、県、他の市町村、関係機関等と連携し、セクシュアル・ハラスメントその他の性別による差別と暴力の防止に努めるものとする。

（男女平等苦情処理委員の設置等）

第23条　男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行等により差別的取扱いを受けた者からの申出を適切かつ迅速に処理するため、男女平等苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。
2　前項の申出ができる者は、次に掲げる者とする。
(1)　市内に住所を有する者
(2)　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
(3)　市内に存する学校に在学する者
3　苦情処理委員は、必要があると認めるときは、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、又は出席を求めて事情を聴くことができる。
4　市長は、必要があると認めるときは、苦情処理委員の意見に基づき、関係者に助言及び是正の勧告を行うことができる。

第4章　朝霞市男女平等推進審議会

（朝霞市男女平等推進審議会の設置）

第24条　男女平等を推進する上で必要な事項を審議するため、朝霞市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第25条　審議会は、第10条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）及び第11条第1項に定めるもののほか、男女平等の推進に関する施策等に関する重要事項について市長の諮問に応じて審議し、答申する。
2　審議会は、男女平等の推進に関する施策等に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

（委員）

第26条　審議会は、委員13人以内をもって組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　男女平等の推進に関する活動を行っている者
(2)　関係行政機関の職員
(3)　知識経験者
(4)　公募による市民
3　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第27条　審議会に会長及び副会長を置く。
2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第28条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
2　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第29条　審議会の庶務は、総務部人権庶務課において処理する。

第5章　雑則

（委任）

第30条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、同年10月1日から施行する。

附　則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

朝霞市規則第３６号

朝霞市男女平等推進条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、朝霞市男女平等推進条例（平成１５年朝霞市条例第１５号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（苦情処理委員）

第２条　条例第２３条第１項に規定する男女平等苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の定数は、２人とする。

２　苦情処理委員は、人格が高潔で、男女平等の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

３　前項の規定により委嘱される苦情処理委員のうち少なくとも１人は女性でなければならない。

４　苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

５　苦情処理委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　苦情処理委員は、再任されることができる。

７　市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委嘱を解くことができる。

（職務）

第３条　苦情処理委員は、次に掲げる職務を行う。

（1）　条例第２３条第１項の規定による申出（以下「申出」という。）について調査すること。

（2）　前号の調査結果に意見を付して市長に報告すること。

（申出の方式）

第４条　申出は、苦情申出書（様式第１号）により行うものとする。ただし、苦情処理委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

２　前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、苦情処理委員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

（調査しない申出）

第５条　苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

（1）判決、裁決等により確定した事項

（2）裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

（3）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）第１６条の規定による紛争の解決の援助の対象となる事項

（4）議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

（5）条例又はこの規則に基づく苦情処理委員の行為に関する事項

（6）前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が調査することが適当でないと認める事項

２　苦情処理委員は、申出が当該申出に係る事実があった日から１年を経過した日以後にされたときは、当該申出について調査しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

３　苦情処理委員は、前２項の場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、苦情申出通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（調査開始の通知等）

第６条　苦情処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を関係者に対し、調査開始通知書（様式第３号）により通知するものとする。ただし、正当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。

２　苦情処理委員は、条例第２３条第３項の規定により、関係者に対し、資料の提出及び説明を求め、又は出席を求めて事情を聴くときは、説明等依頼書（様式第４号）により依頼するものとする。

（調査結果等の通知等）

第７条　苦情処理委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し、調査結果通知書（様式第５号）により通知するとともに、第３条第２号の規定により、当該申出の調査結果及びこれに関する意見等について、調査結果報告書（様式第６号）により市長に報告するものとする。

（助言及び是正の勧告）

第８条　市長は、条例第２３条第４項の規定により、前条の調査結果報告書に基づき、必要があると認めるときは、関係者に対し、助言及び是正の勧告を勧告等通知書（様式第７号）により行うものとする。

（守秘義務）

第９条　苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第１０条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成１５年１０月１日から施行する。

附　則（平成１９年規則第３５号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の朝霞市男女平等推進条例施行規則の規定は、平成１９年４月１日から適用する。

朝霞市男女平等推進庁内連絡会議設置要綱

（設置）

第１条　本市における男女平等推進施策について、関係部課相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策を推進するため、朝霞市男女平等推進庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置する。

（組織）

第２条　庁内連絡会議は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。（１４名）

２　委員長は、男女平等推進所管課長をもって充て、副委員長は、委員長の指名した者とする。

３　委員は、別表（１）に掲げる室、課の中から、室長及び各部長が各１名を指名する。

４　幹事は、別表（２）に掲げる室、部の中から、室長、福祉部長及び健康づくり部長は各１名を、その他の各部長は各２名を指名する。（１５名）

（審議事項）

第３条　庁内連絡会議は、次に掲げる事項を審議する。

一　男女平等の総合的推進に関すること。

二　男女平等推進について関係部課との連絡調整に関すること。

三　男女平等の推進に関する行動計画の策定に関すること。

四　男女平等推進についての調査研究に関すること。

五　その他男女平等推進に関して必要と認められること。

（会議）

第４条　庁内連絡会議は委員長が招集する。

２　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員の出席を求めることができる。

（幹事会）

第５条　庁内連絡会議に具体的事項を調査、研究し、庁内における男女平等の推進プロジェクトチームとして幹事会を置く。

２　幹事会は、幹事の互選により、リーダー及びサブリーダーを置く。

３　幹事会はリーダーが招集し、リーダーは会議の議長となる。

４　サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代行する。

５　リーダーは、調査、研究等が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。

（報告）

第６条　委員長は、会議の結果を市長に報告しなければならない。

（庶務）

第７条　庁内連絡会議の庶務は、総務部人権庶務課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会議の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、昭和６１年３月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成　３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成　６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成　７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年１月１日から施行する。

別表（１）

政策企画室	
総務部	職員課　　市政情報課
市民環境部	地域づくり支援課　　産業振興課
福祉部	福祉課　　子育て支援課
健康づくり部	長寿はつらつ課　　健康づくり課
都市建設部	都市計画課
水道部	水道経営課
教育委員会	教育指導課　　生涯学習課

別表（２）

政策企画室			
総務部	市民環境部	福祉部	健康づくり部
都市建設部	水道部	学校教育部	生涯学習部

朝霞市女性総合相談庁内連絡会設置要綱

（設置）

第１条　女性総合相談事業における庁内関係各課所の連絡・連携体制の緊密化を図り、相談者の抱える問題により一層配慮しつつ、相談事業の円滑な運営を行うため、朝霞市女性総合相談庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を設置する。

（組織及び運営）

第２条　庁内連絡会は、総務部人権庶務課男女平等推進係、市民環境部地域づくり支援課市民相談係、市民環境部総合窓口課総合窓口係、福祉部福祉課生活援護係、福祉部子育て支援課子育て支援係、健康づくり部長寿はつらつ課高齢者支援係、健康づくり部健康づくり課健康支援係、健康づくり部保険年金課国民健康保険係、学校教育部教育管理課学務係の職員及び女性総合相談員をもって組織する。

２　会の運営は、人権庶務課が行う。

（会議事項）

第３条　庁内連絡会は、次に掲げる事項について会議を行う。

一　女性総合相談事業に関する庁内の連絡調整に関すること。

二　その他女性総合相談に関して必要と認められること。

（庶務）

第４条　庁内連絡会の庶務は、総務部人権庶務課において処理する。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成１５年９月２９日から施行する。

附則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成１８年５月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２２年１月１日から施行する。

朝霞市男女平等推進事業評価基準

（趣　旨）

１　朝霞市男女平等推進条例（以下「条例」という。）第１１条第１項の規定に基づき、男女平等の推進に関する市の事業等（以下「市の事業等」という。）を評価するにあたり、同条第２項に基づき、その基準を定めるものとする。

（名　称）

２　条例第１１条第１項の規定に基づく、市の事業等の評価を「朝霞市男女平等推進事業評価」とし、同条第２項に基づいて定めるこの基準の名称を、「朝霞市男女平等推進事業評価基準」（以下「基準」という。）とする。

（基本方針）

３　市の事業等の評価は、条例の基本理念を踏まえ、あらゆる分野において男女平等を推進する観点から、市の事業等の企画立案段階及び実施後の段階を男女平等の視点から検証し、再構築することを目的として行う。

（具体的方針）

４　市の事業等の評価は、市の事業等の企画立案段階及び実施後の段階において、男女双方の参画状況や、男女それぞれに対する影響・効果等への考慮の度合や結果の分析などを通じて行うこととし、評価結果を事業等に有効に反映させることはもとより、評価行為を通してあらゆる分野の事業等の実施主体が男女平等の視点をもって事業等の過程を検証し、男女が平等な社会の構築に向け、より有効で効率的な実効性ある事業等の実施につながることを目指す。

（評価対象）

５　評価の対象は、条例第１０条に基づく男女平等の推進に関する行動計画並びに実施計画に基づく市の事業等とする。

（評価の種類）

６　評価の種類は、事前評価（市の事業等の実施前の時点における評価をいう。以下同じ。）及び事後評価（市の事業等の実施後の時点における評価をいう。以下同じ。）とする。

（評価方法）

７　評価は、市の事業等の実施機関が朝霞市男女平等推進事業評価調書の作成により評価を行ったのちに、条例第１１条第１項に基づき、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴いた上、市長が総合的に評価するものとする。

（公表）

８　条例第１１条第１項に基づき、評価結果は、市民にわかりやすい形式で市の広報等により公表するものとする。

（市民意見の反映）

９　実施機関は、評価結果の公表により市民から意見があったときは、その内容を精査した上、以後の市の事業等に適切に反映させるものとする。

（評価結果の活用）

１０　実施機関は、評価結果を分析した上、以後の市の事業等に適切に反映させるものとする。

（適用）

１１　この基準は、平成１８年４月１日から適用する。

朝霞市庁内男女平等推進指針

１　目的

この指針は、朝霞市男女平等推進条例（以下「条例」という。）に基づき、市役所から率先して男女平等を推進するため、職員一人ひとりの男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、庁内における取組を促進することを目的とする。

２　基本方針

庁内における男女平等の推進にあたっては、男女平等を推進する観点から職員自ら意識改革に努め、男女が性別にかかわりなく対等な立場で共に市の施策・事業の企画立案・遂行過程に参画し、共に責任を担い、地域における男女平等のモデル職場づくりを行うものとする。

３　具体的方針

庁内における男女平等の推進にあたっては、男女平等の視点で日常の職場環境や職員の職務状況、市の施策・事業の取組状況を点検し、あらゆる場、過程における男女平等を推進するものとする。

４　推進内容

庁内における男女平等の推進は、次の各内容により行う。

（1）　男女が、性別にかかわりなく対等な立場で共に市の施策・事業の企画立案・遂行過程に参画し、共に責任を担うこと。

（2）　男女が、性別にかかわりなく等しく情報を共有し、研修等に参加しやすい環境づくりに努めること。

（3）　男女が互いの人権を尊重し、男女平等に配慮した職場環境の整備を行うこと。

（4）　市民の男女平等推進を促すよう、日常的な職務遂行における配慮に努めること。

（5）　男女平等の推進にあたっては、条例の基本理念及び市の責務に配慮すること。

５　推進体制

（1）　庁内における男女平等の推進は、職員及び庁内各課所自らが行う。ただし、男女平等推進に関する専門的な情報の提供等については、総務部人権庶務課男女平等推進係が行う。

（2）　朝霞市男女平等推進庁内連絡会議幹事会は、庁内における男女平等推進プロジェクトチームとして、年度ごとに重点活動テーマを設定し、全庁的な視点から庁内における男女平等推進を促す役割を担うものとする。

（3）　朝霞市男女平等推進庁内連絡会議は、幹事会の報告を基に、総合的かつ効果的な施策を推進する。

６　施行期日

この指針は、平成１９年４月１日から施行する。

平成21年度版　年次報告書

平成22年２月

編集・発行　朝霞市（総務部人権庶務課男女平等推進係）

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町１-１-１
ＴＥＬ　０４８－４６３－２６９７（直通）
ＦＡＸ　０４８－４６７－０７７０
http://www.city.asaka.saitama.jp